

法第 1 号物件
電柱，電話柱

(占用許可の範囲)

電 (話) 柱には，次の各項の施設等を附帯設備として含むものとする。

- 1 支線及び支線柱
- 2 縦断方向の電 (話) 線類 (横断線及び共架線 (二次占用) は電 (話) 線に分類)
- 3 柱状変圧器 (トランス) 等
- 4 柱状設置コンセントレーター (C R)
- 5 データ回線終端装置 (O N U)

(方針)

公益上やむを得ず，次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 道路法第 37 条の規定に基づく占用の制限がない区域であること。ただし，「鉄道及び軌道に係る電柱」，「信号柱その他の警察が設置・管理する物件」，「街 (路) 灯」，「電柱の倒壊を防ぐための支線，支柱又は支線柱」は占用制限の対象外とする。

なお，以下の場合で，直ちに道路区域外に用地の確保が困難である場合は，原則 2 年間の仮設電柱の占用を認める。

- (1) 災害等で電力等のサービスが途絶えた場合
- (2) 商業施設等の新規建設等により，新たに電力等のサービスが必要となった場合
- (3) 道路法第 71 条第 2 項に基づく監督処分により移設される電 (話) 柱で，現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えるおそれがある場合

- 2 原則として，道路の新設，改築又は修繕に関する事業等の実施に併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であるか，又は電線を地中化する場合の端部にあたり，電 (話) 柱の設置がやむを得ないものであること。

なお，電 (話) 柱を新設又は建替える場合において，他の柱に共架することができる場合には，単独柱の占用は認めない。

(位置)

- 1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし，法敷又は道路余地がない場合は路端に設置するものとする。

- 2 歩道等を有する道路において，法敷，道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には次によるものとする。

- (1) 植栽帯 (施設帯) がある場合

歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置であって，植栽帯 (施設帯) 内又は植栽帯 (施設帯) 間。

- (2) 植栽帯 (施設帯) がない場合

歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置で，かつ歩行者等の通行に支障のない位置。

- 3 同一路線に係る電 (話) 柱を設ける場合は，交差点等を除き道路の同じ側に設けること。

- 4 歩道等を有しない道路に設ける場合において，その反対側に占用物件があるときは，これと8メートル以上の水平距離を保たせること。
- 5 歩道等を有しない道路においては，道路が交差し，接続し，屈曲する場所での設置は認めない。

(構造)

- 1 相当強度の風雨，地震等に耐える堅固なもので，倒壊，落下等により道路の構造又は通行に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 電(話)柱の脚てい(足場ボルト)は，路面から1.8メートル以上の高さに，道路の方向と平行して設けること。
- 3 道路を横断する支線の高さは，路面から5.0メートル以上とする。ただし，技術上やむを得ず，かつ道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては4.7メートル以上，歩道を有する道路の歩道上又は横断歩道橋上の路面においては2.5メートル以上とすることができる。
- 4 地面に接する支線には，危険防止のため黄色に黒色の縞状のガード等を取り付けること。

(その他)

- 1 既成市街地外の新設又は改築バイパスについては，道路敷地外に余地があると思われるので，道路敷地外に設けるよう指導すること。
- 2 電(話)柱の倒壊による道路閉鎖や電線類による景観悪化などの対策として無電柱化は有効であるため，新たに電(話)柱を設置する場合や同時に連続した電(話)柱の更新を実施する場合等においては，極力地中化や裏配線等による無電柱化を検討すること。
- 3 電(話)柱を新たに設置する場合には，既設他の占用物件の位置を考慮し歩行者等の通行の支障にならないよう指導するものとし，申請図面に他の占用物件の位置を明記するよう指導すること。
- 4 無電柱化事業の施行が3年以内に予定されている区域においては，原則として新規及び更新の許可は行わない。ただし，移設計画書の提出のあるもので事業施行の支障にならないと認められるものはこの限りでない。

(参考通達)

- 1 平成31年4月1日国道利第43号，国道メ企第33号，国道環第122号「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」

法第 1 号物件

光アクセス装置バッテリー内蔵型電柱

(方針)

公益上やむを得ず、電(話)柱を新設又は建替えしない場合であって、次の各項のいずれ次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 道路法第 37 条の規定に基づく占用の制限がない区域であること。
- 2 電線地中化の予定が無く、光アクセス装置バッテリー内蔵型電柱の設置がやむを得ないものに限り認めることができる。なお、光アクセス装置バッテリー内蔵型電柱を新設又は建替えする場合において、他の柱に共架することができる場合には、単独柱の占用は認めない。

(位置)

- 1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設置するものとする。
- 2 歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には次によるものとする。

(1) 植栽帯(施設帯)がある場合

歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置であって、植栽帯(施設帯)内又は植栽帯(施設帯)間。

(2) 植栽帯(施設帯)がない場合

歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置で、かつ歩行者等の通行に支障のない位置。

(構造)

- 1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は通行に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 電(話)柱の脚てい(足場ボルト)は、路面から 1.8 メートル以上の高さに、道路の方向と平行して設けること。
- 3 地面に接する支線には、危険防止のため黄色に黒色の縞状のガード等を取り付けること。

(その他)

- 1 既成市街地外の新設又は改築バイパスについては、道路敷地外に余地があると思われるので、道路敷地外に設けるよう指導すること。
- 2 無電柱化事業の施行が 3 年以内に予定されている区域においては、原則として新規及び更新の許可は行わない。ただし、移設計画書の提出のあるもので事業施行の支障にならないと認められるものはこの限りでない。

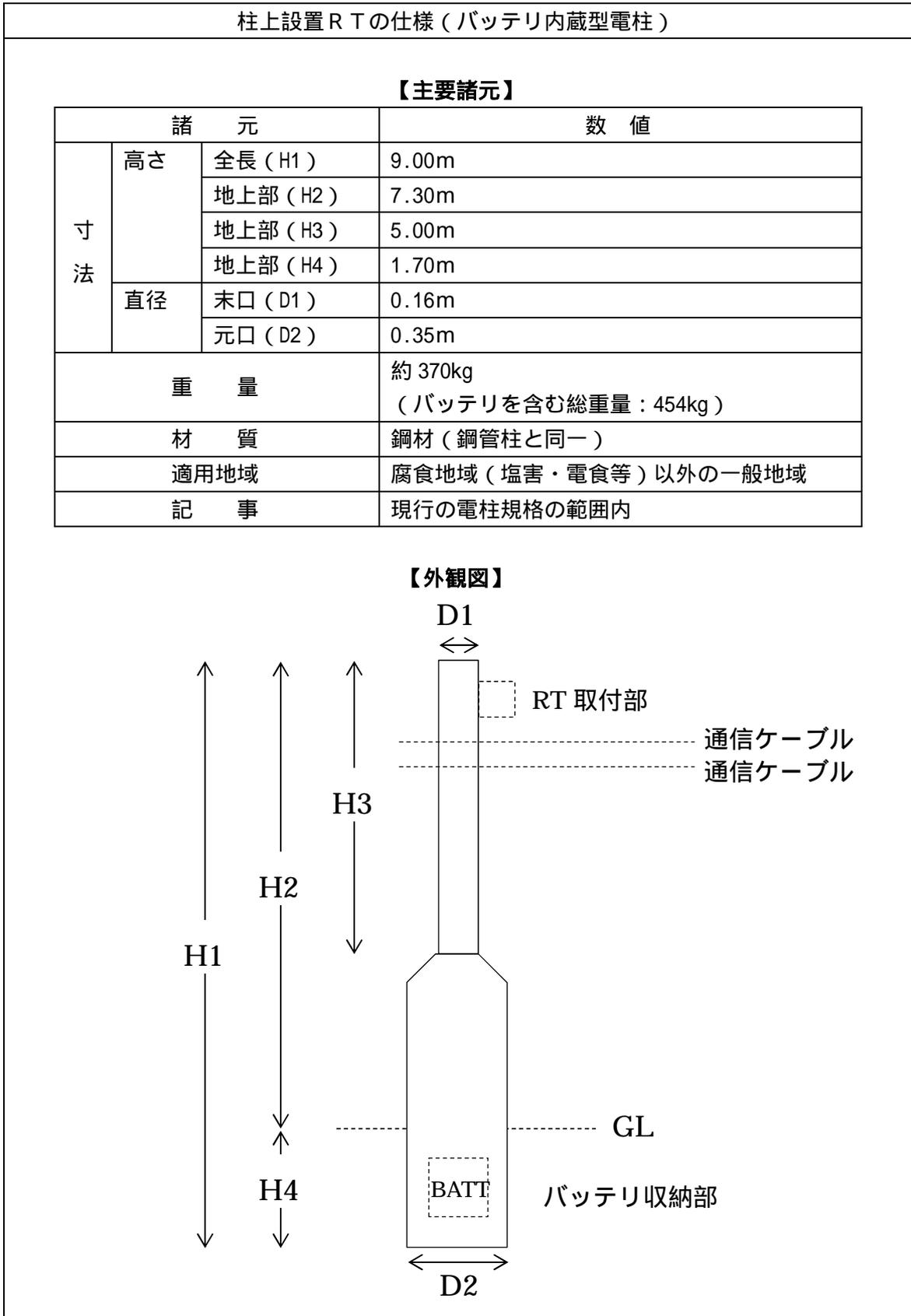
(参考通達)

- 1 平成 7 年 3 月 15 日建設省道政発第 42 号「柱上設置の光アクセス装置の道路占用の取

扱いについて」(最近改正 平成 16 年 4 月 12 日国道利第 6 号)

- 2 平成 31 年 4 月 1 日国道利第 43 号, 国道メ企第 33 号, 国道環第 122 号「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」

(図)



法第1号物件

ガス管防災ブロック施設用無線柱（支線及び支線柱を含む。）

（方針）

公益上やむを得ず、ガス事業者が防災対策として設置する場合に限り認めることができる。

（位置）

1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設置するものとする。

2 歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には、次によるものとする。

（1）植栽帯（施設帯）がある場合

歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置であって、植栽帯（施設帯）内又は植栽帯（施設帯）間。

（2）植栽帯（施設帯）がない場合

歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置で、かつ歩行者等の通行に支障のない位置。

4 歩道等を有しない道路にあつては、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は認めない。

（構造）

1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は通行に支障を及ぼさない構造とする。

2 無線柱の脚てい（足場ボルト）は、路面から1.8メートル以上の高さに、道路の方向と平行して設けること。

3 地面に接する支線には、危険防止のため黄色に黒色の縞状のガード等を取り付けること。

（その他）

1 既成市街地外の新設又は改築バイパスについては、道路敷地外に余地があると思われるので、道路敷地外に設けるよう指導すること。

2 無線受信装置は、一体のものとして取り扱う。

法第1号物件

街（路）灯，防犯灯

（方針）

地方公共団体，自治会，商店会又はこれらに準ずる団体が設ける場合に限り認めることができる。ただし，防災拠点自動車駐車場内の災害応急対策施設等として設ける場合には，「災害応急対策施設等の道路占用の取扱いについて」（令和3年9月24日国道利第27号，国道評第34号，国道環第59号，国道高第154号）によることとし，本基準の規定は，当該通達に定めのないものについて，当該通達の趣旨に反しない限り適用することとする。

（位置）

- 1 灯柱は，道路敷地外に設けるものとする。
- 2 やむを得ず道路敷地内に設ける場合には，法敷（法敷がない場合は路端寄り）とする。ただし，歩車道等の区別がある道路にあつては歩道等の内の車道寄りに，植栽帯等を有する道路にあつては植栽帯等の内に設けることができる。この場合，歩車道等境界線から0.25メートル以上の距離を置き，かつ，歩行者等の通行に支障のない位置とする。また，植栽帯内に設置する場合にあつては，植栽帯に空地がある場合等既植の樹木に影響を与えない場合に限るものとする。
- 3 道路照明の完備した場所での設置については，やむを得ない場合を除き認めない。

（構造）

- 1 灯具の最下部と路面との距離は5.0メートル以上とする。ただし，技術上やむを得ず，かつ道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場合には，4.5メートル以上（歩道上においては3.5メートル以上）とすることができる。
- 2 灯柱の側方に灯具その他の構造物を突き出す場合その出幅は一方向につき1.0メートル以内とする。
- 3 灯柱は，金属製又は鉄筋コンクリート製の堅固なものとする。
- 4 相当強度の風雨，地震等に耐える堅固なもので，倒壊，落下，はく離，老朽，汚損等により美観を損なわず，かつ，交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。
- 5 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物に該当する場合を除き，広告物の添課及び塗布は認めない。ただし，占用者が占用者名，商店会等の団体名，連絡先，又は道路名を表示した表示板を設ける場合，若しくは祭礼，催物等のため一時的に設ける場合はこの限りでない。
- 6 占用者名は，灯柱の下部に巻付け又は塗装とすること。
- 7 第5号ただし書きにより，灯柱に添加する表示板の幅及び長さは，それぞれ取付け位置の直径の1.5倍以下，直径の4倍以下とする。
- 8 デザイン及び色彩は，信号機，道路標識に類似した色彩形状を避け，美観，風致を十分考慮したものとする。

（その他）

- 1 既成市街地外の新設又は改築バイパスについては，道路敷地外に余地があると思われ

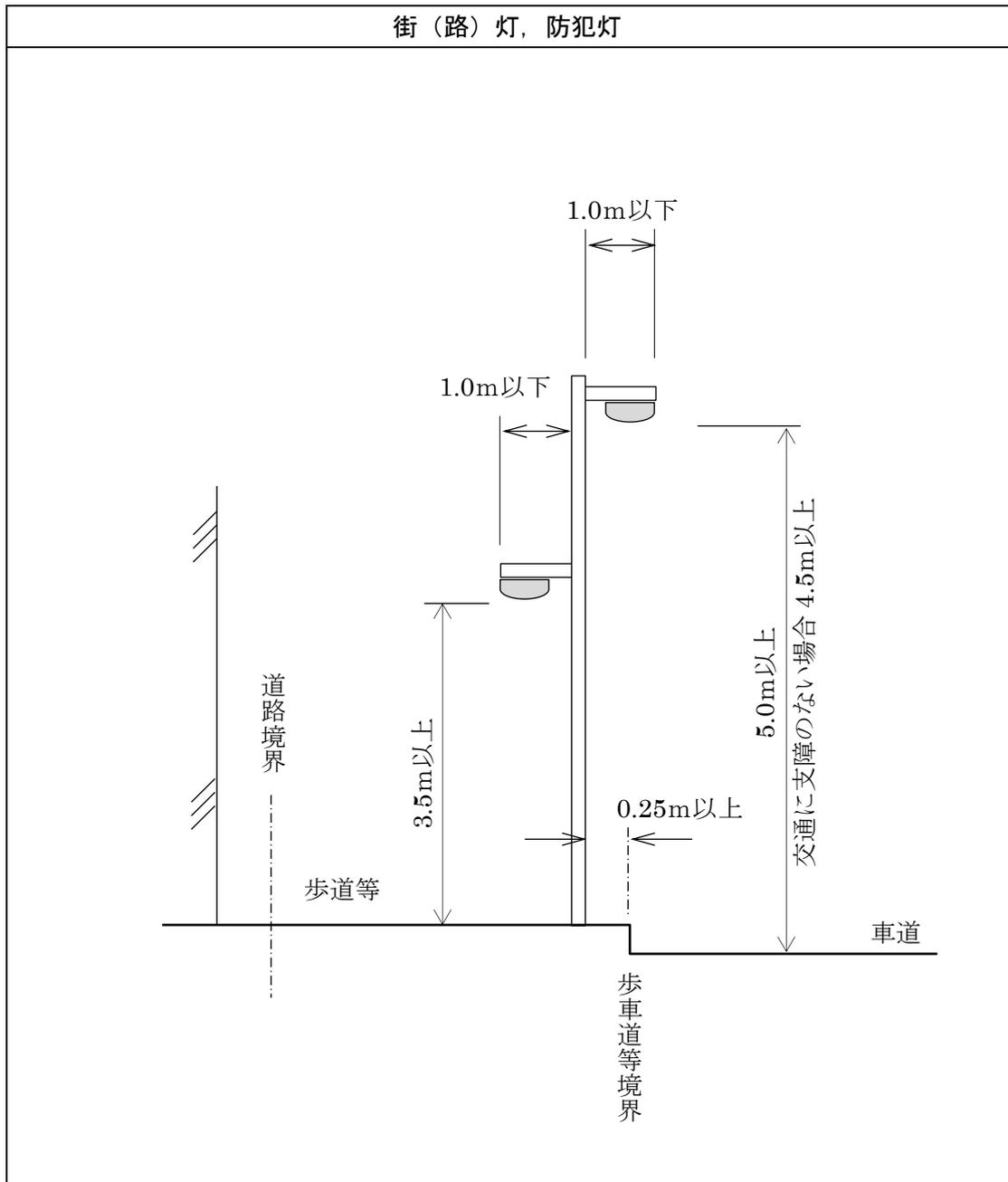
るので，道路敷地外に設けるよう指導すること。

- 2 維持管理については，管理規程等を徴し，その管理に万全を期すものとする。

(参考通達)

- 1 昭和36年5月20日道発第195号「街路の整備について」
- 2 令和3年9月24日国道利第27号，国道評第34号，国道環第59号，国道高第154号「災害応急対策施設等の道路占用の取扱いについて」

(図)



法第1号物件
カーブミラー

(方針)

道路の構造又は地形上から、交通安全上必要と思われる場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 支柱は、法敷又は道路余地に設けるものとする。法敷又は道路余地がない道路において、歩道等を有する場合には、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置で、歩行者等の通行に支障のない位置とする。
- 2 ミラー本体は、車道に突き出さないこと。

(構造)

- 1 ミラーの最下部と路面の距離は、原則として2.5メートル以上とする。
- 2 物件には、管理者名を表示するものとし、その大きさは管理者を判別できる程度で極力小さいものとする。
- 3 広告の添加、塗布は認めない。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。

(その他)

- 1 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期するものとする。

法第1号物件
委任信号機柱

(方針)

公益上やむを得ず、次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 公安委員会から信号機の設置及び維持管理の委任を受けた者が設置する場合で将来公安委員会が管理することが約定されている場合。
- 2 設置場所について、公安委員会の承諾を得ている場合。

(位置)

- 1 歩道等を有する道路にあつては車道寄りとし、歩行者等の通行の支障にならない位置とする。
- 2 歩道等を有しない道路にあつては、法敷又は路端寄りとする。
- 3 前2項によることが困難な場合又は不適當と認められる場合においては、道路管理者が道路の構造に支障を及ぼすおそれが少ないと認める場所とする。
- 4 信号機の最下部と路面との距離は、4.7メートル以上とする。ただし、歩道等を有する道路の歩道等上においては、2.5メートル以上とすることができる。

(構造)

- 1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とすること。

法第 1 号物件
防災行政無線柱

(方針)

国及び地方公共団体が防災対策として設置するもので、公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設けるものとする。
- 2 歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には、次によるものとする。

(1) 植栽帯(施設帯)がある場合

歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置で、植栽帯(施設帯)内又は植栽帯(施設帯)間。

(2) 植栽帯(施設帯)がない場合

歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置で、かつ歩行者等の通行に支障のない位置。

- 4 歩道を有しない道路にあっては、道路が交差し、接続し、屈曲する場所での設置は認めない。

(構造)

- 1 無線柱から突出する受信機等の最下端はと路面との距離は、4.7 メートル以上とする。ただし、歩道等においては 2.5 メートル以上とすることができる。
- 2 物件には管理社者を表示するものとし、その大きさは管理者を判別できる程度で極力小さいものとする。
- 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により道路の構造又は通行に支障を及ぼさないものとする。
- 4 脚てい(足場ボルト)を設ける場合は、路面から 1.8 メートル以上の高さに道路の方向と平行して設けること。

法第 1 号物件

電線（内包される保安通信線を含む。）

（定義）

本基準における用語の定義は次のとおりとする。

- 1 路面とは、歩道のある道路においては車道の最も高い部分、歩道のない道路においては道路の最も高い部分、横断歩道橋上においては橋上、階段及びスロープの表面をいう。
- 2 技術上やむを得ない場合とは、トンネル、橋りょう、高架等が物理的な障害となり架設できない場合をいう。

（方針）

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

ただし、道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設けようとする場合には、当該事業の実施と併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場合に限るものとする。

（位置）

- 1 道路の横断架設は、極力抑制すること。ただし、真にやむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 無電柱化事業の完了箇所での地上電線の道路占用は、原則として認めない。

（構造）

- 1 電線の高さは、路面から 5.0 メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては 4.5 メートル以上、歩道を有する道路の歩道上又は横断歩道橋上の路面においては 2.5 メートル以上とすることができる。
- 2 街路樹、街路灯、照明灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。ただし、当該施設の使用目的のために架設するものはこの限りでない。

（その他）

- 1 電気事業法及び関連法令を遵守したものであること。

（参考通達）

- 1 平成 9 年 3 月 14 日建設省道政発第 35 号の 2 「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて」（最近改正 平成 16 年 4 月 12 日国道利第 6 号）
- 2 平成 10 年 8 月 5 日建設省道政発第 95 号、建設省道国発第 29 号「電気通信設備の既設橋梁への占用の取扱いについて」（最近改正 平成 25 年 4 月 1 日国道利第 18 号）
- 3 平成 11 年 3 月 31 日建設省道政発第 31 号「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気

電線（内包される保安通信線を含む。）

通信事業者等の道路通信設備等の設置に係る取扱いについて」（最近改正 平成 23 年 12 月 28 日国道利第 16 号）

- 4 平成 31 年 4 月 1 日国道利第 43 号，国道メ企第 33 号，国道環第 122 号「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」

法第 1 号物件
電話線

(定義)

本基準における用語の定義は次のとおりとする。

- 1 路面とは、歩道のある道路においては車道の最も高い部分、歩道のない道路においては道路の最も高い部分、横断歩道橋上においては橋上、階段及びスロープの表面をいう。
- 2 技術上やむを得ない場合とは、トンネル、橋りょう、高架等が物理的な障害となり架設できない場合をいう。

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

ただし、道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設けようとする場合には、当該事業の実施と併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場合に限るものとする。

(位置)

- 1 道路の横断架設は、極力抑制すること。ただし、真にやむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 無電柱化事業の完了箇所での地上電線の道路占用は、原則として認めない。

(構造)

- 1 電線の高さは、路面から5.0メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては4.5メートル以上、歩道を有する道路の歩道上又は横断歩道橋上の路面においては2.5メートル以上とすることができる。
- 2 街路樹、街路灯、照明灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。ただし、当該施設の使用目的のために架設するものはこの限りでない。

(その他)

- 1 電気通信事業法及び関連法令を遵守したものであること。

(参考通達)

- 1 平成9年3月14日建設省政発第35号の2「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて」(最近改正 平成16年4月12日国道利第6号)
- 2 平成10年8月5日建設省政発第95号、建設省国発第29号「電気通信設備の既設橋梁への占用の取扱いについて」(最近改正 平成25年4月1日国道利第18号)
- 3 平成11年3月31日建設省政発第31号「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気

通信事業者等の道路通信設備等の設置に係る取扱いについて」(最近改正 平成 23 年 12 月 28 日国道利第 16 号)

- 4 平成 16 年 3 月 29 日国道利第 34 号「電気通信事業法の一部改正に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」
- 5 平成 16 年 3 月 29 日国道利第 35 号「電気通信事業法の一部改正に伴う道路占用関係事務の取扱いについて」
- 6 平成 31 年 4 月 1 日国道利第 43 号, 国道メ企第 33 号, 国道環第 122 号「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」

法第 1 号物件
有線音楽放送線

(方針)

放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 126 条第 1 項ただし書きの規定に基づく総務大臣の登録を要しない一般放送事業者が、その事業の用に供するために有線電気通信設備を設置する場合に限り認めることができる。

ただし、道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設けようとする場合には、当該事業の実施と併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場合に限るものとする。

(位置)

- 1 道路の横断架設は、極力抑制すること。ただし、真にやむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 無電柱化事業の完了箇所での地上電線の道路占用は原則として認めない。
- 3 放送線は、既存の電柱又は電話柱に架設することを原則とし、放送線を架設するために新たに独自の柱を設置することは、原則として認めない。
- 4 増幅器、メッセンジャーワイヤー、分岐器その他の物件の設置又は取付け位置は、電(話)柱及び電(話)線の支持力、重量、大きさを勘案して道路管理上支障とならない位置とすること。

(構造)

- 1 放送線の高さは、路面から 5.0 メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては 4.5 メートル以上、歩道を有する道路の歩道上又は横断歩道橋上の路面においては 2.5 メートル以上とすることができる。
- 2 街路樹、街路灯、照明灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。
- 3 電(話)線、増幅器等の設置位置又は取付け方法等に起因する電(話)柱の倒壊、増幅器等の落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。

(その他)

- 1 架設する電(話)柱の管理者の同意を要する。
- 2 本基準中の用語の定義は、「電話線」の基準における(定義)による。

(許可条件)

一般的な条件の他に、次に掲げる条件を付すこととする。

- 1 架空線による施設設置は、将来、当該架空線が添加されている電(話)柱に添加されている他の電線が地中化される場合には、自らの費用負担により地中化すること。
- 2 所有者を明確にするため、電線等には所有者の明示を行うこと。

(参考通達)

- 1 昭和 47 年 9 月 20 日建設省道発第 63 号の 2 「有線音楽放送施設の道路占用の取り扱いについて」
- 2 昭和 60 年 8 月 16 日建設省道政発第 62 号「有線音楽放送施設に係る道路の不法占用対策について」
- 3 昭和 63 年 11 月 8 日建設省道政発第 91 号「有線音楽放送施設に係る道路の不法占用の是正交渉について」
- 4 平成 4 年 10 月 19 日道維第 623 号「有線音楽放送施設の道路占用の取り扱いについて」
- 5 平成 7 年 10 月 30 日事務連絡「有線音楽放送施設に係る道路の不法占用の是正について」
- 6 平成 31 年 4 月 1 日国道利第 43 号，国道メ企第 33 号，国道環第 122 号「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」

法第 1 号物件

登録一般放送事業者等の用に供する有線電気通信設備

(方針)

放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 126 条第 1 項の規定に基づき総務大臣の登録を受けた一般放送事業者等が、その事業の用に供するために有線電気通信設備を設置する場合には限り認めることができる。

ただし、道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設けようとする場合には、当該事業の実施と併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場合に限るものとする。

(位置)

- 1 道路の横断架設は、極力抑制するものとする。ただし、真にやむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 無電柱化事業の完了箇所での地上電線の道路占用は原則として認めない。
- 3 放送線は、既存の電柱又は電話柱に架設することを原則とし、放送線を架設するために新たに独自の柱を設置することは認めない。ただし、当該既存の電柱の構造、既設電線の架設の状況から共架が困難な場合において、既存の電柱を建替える等の措置が講じられないことに合理的な理由があるときは、この限りではない。
- 4 増幅器、メッセンジャーワイヤー、分岐器その他の物件の設置又は取付け位置は、電(話)柱及び電(話)線の支持力、重量、大きさを勘案して道路管理上支障とならない位置とすること。

(構造)

- 1 線の高さは、路面から 5.0 メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては 4.5 メートル以上、歩道を有する道路の歩道上又は横断歩道橋上の路面においては 2.5 メートル以上とすることができる。
- 2 街路樹、街路灯、照明灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。
- 3 電(話)線、増幅器等の設置位置又は取付け方法等に起因する電(話)柱の倒壊、増幅器等の落下等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。

(その他)

- 1 架設する電(話)柱の管理者の同意を得ること。
- 2 本基準中の用語の定義は、「電話線」の基準における(定義)による。

(許可条件)

一般的な条件の他に、次に掲げる条件を付すこととする。

- 1 架空線による施設設置は、将来、当該架空線が添加されている電(話)柱に添加され

ている他の電線が地中化される場合には、自らの費用負担により地中化すること。

- 2 所有者を明確にするため、電線等には所有者の明示を行うこと。

(参考通達)

- 1 平成 8 年 6 月 28 日建設省道政発第 60 号「登録一般放送事業者等の用に供する有線電気通信設備の道路占用の取扱いについて」(最近改正 平成 23 年 6 月 23 日国道利第 4 号)
- 2 平成 8 年 6 月 28 日建設省道政発第 61 号「有線テレビジョン放送施設の道路占用許可申請書の添付書類について」
- 3 平成 31 年 4 月 1 日国道利第 43 号, 国道メ企第 33 号, 国道環第 122 号「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」

法第1号物件
共同アンテナ用ケーブル

(方針)

次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 テレビ放送の難視聴地区において、住民、建築物所有者、建築物管理人等から難視聴対策用として許可申請がなされた場合
- 2 占有者は、継続して維持管理できる者に限る。

(位置)

- 1 道路の横断架設は極力抑制するものとする。ただし、やむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 無電柱化事業の完了箇所での地上電線の道路占有は原則として認めない。
- 3 既存の電(話)柱に架設し得る場合にのみ認める。

(構造)

- 1 設置する共同アンテナ用ケーブルの高さは路面から5.0メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合はこの限りでない。
- 2 街路樹、街路灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。

(その他)

- 1 架設する電(話)柱の管理者の同意を要する。
- 2 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期すこと。
- 3 本基準中の用語の定義は、「電話線」の基準における(定義)による。

法第1号物件
イルミネーション

(方針)

次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 国，地方公共団体，自治会，商店会その他これらに準ずる団体が設置する場合。
- 2 祭礼，催物等のため一時的に設置し，夜間の短時間のみ点灯するもの。
- 3 実施にあたり地域住民と相互理解が図られていること。

(位置)

- 1 樹木又は自らが占用の許可を受けているアーケード等への添加に限る。添加できる樹木は，高さ3.0メートル以上の樹木で，かつ，所長が支障ないと認めるものに限る。
- 2 イルミネーションの最下端は，路面から2.5メートル以上とする。
- 3 道路横断は認めない。
- 4 次の箇所から5.0メートル以内は原則として認めない。
横断歩道，橋りょう，トンネル，踏切，信号機，道路標識，火災報知機，消火栓及びバス停留所
- 5 中央分離帯の樹木への添加は，原則として認めない。

(構造)

- 1 倒壊，落下，汚損等により，美観を損なわず，かつ，交通に支障を及ぼすおそれのないものとする。
- 2 広告物の添架及び塗布は認めない。
- 3 動光式，点滅式は認めない。
- 4 周囲の美観を損なうような色の電球は認めない。
- 5 設置時又は撤去時に樹木や枝を傷める行為は認めない。

(その他)

- 1 占用物件の維持管理にあたって，占用者の点検項目，点検回数，責任者及び緊急時の体制等を記載した管理規定等を徴するものとし，支障が生じたときはただちに撤去できるものとする。

法第 1 号物件 その他の線類

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

ただし、道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設けようとする場合には、当該事業の実施と併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場合に限るものとする。

(位置)

- 1 道路の横断架設は極力抑制するものとする。ただし、やむを得ず横断する場合には、横断延長は必要最小限とする。
- 2 無電柱化事業の完了箇所での地上電線の道路占用は原則として認めない。
- 3 既存の電（話）柱に架設し得る場合にのみ認める。

(構造)

- 1 線の高さは、路面から 5.0 メートル以上とする。ただし、技術上やむを得ず、かつ道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては 4.5 メートル以上、歩道を有する道路の歩道上又は横断歩道橋上の路面においては 2.5 メートル以上とすることができる。
- 2 街路樹、街路灯、標識その他これらに類する施設に架設してはならない。ただし、占用物件の使用目的のため、当該占用物件に架設するものはこの限りでない。

(その他)

- 1 架設する電柱又は電話柱の管理者の同意を要する。
- 2 本基準中の用語の定義は、「電線」又は「電話線」の基準における（定義）による。

(参考通達)

- 1 平成 31 年 4 月 1 日国道利第 43 号，国道メ企第 33 号，国道環第 122 号「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」

法第 1 号物件
変圧塔，送電塔

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 法敷又は道路余地に限る。また，将来の道路計画を勘案すること。
- 2 道路法施行令第 10 条第 1 号，第 3 号及び第 5 号の規定に適合すること。

(構造)

- 1 脚柱は鉄骨等強固な構造とする。
- 2 工作物の周囲には危険防止柵を設ける。
- 3 倒壊，落下，はく離，汚損等により，道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない構造とする。

(その他)

- 1 将来，移設等が非常に困難な物件であるため，特に慎重に審査すること。
- 2 占用物件の維持管理にあたって，占用者の点検項目，点検回数，責任者及び緊急時の体制等を記載した管理規程等を徴するものとし，支障が生じたときはただちに道路管理者に報告できる体制を整えること。

法第1号物件**広告塔，交通安全塔，歓迎塔，時計塔****(方針)**

極力抑制すべきであるので，継続して維持管理できる国，地方公共団体等が設置するもので，真にやむを得ない場合に限り認めることができる。ただし，防災拠点自動車駐車場内の災害応急対策施設等として設ける場合には，「災害応急対策施設等の道路占用の取扱いについて」（令和3年9月24日国道利第27号，国道評第34号，国道環第59号，国道高第154号）によることとし，本基準の規定は，当該通達に定めのないものについて，当該通達の趣旨に反しない限り適用することとする。

(位置)

- 1 道路余地，分離帯，緑地帯及びその他これらに類する場所で，直接交通に支障を及ぼさない場所とする。
- 2 信号機，道路標識等の視界を妨げない位置とし，適正な視距の確保を図ること。
- 3 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 信号機，道路標識に類似した色彩，形状は避けること。
- 2 デザイン，表示内容は美観風致を損なわないもので，できるだけ簡略なものにすること。
- 3 倒壊，落下，はく離，汚損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないような構造にすること。
- 4 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物に該当する場合を除き，広告物の添加及び塗布は認めない。ただし，祭礼，催物等のために一時的に設けるものは，この限りでない。
- 5 占有者名又は管理者名を表示するものとし，その大きさは占有者名等を判別できる程度の極力小さいものとする。
- 6 表示面積及び高さについては，各地方公共団体が定める屋外広告物に関する条例等で規定する規格に適合すること。

(参考通達)

- 1 令和3年9月24日国道利第27号，国道評第34号，国道環第59号，国道高第154号「災害応急対策施設等の道路占用の取扱いについて」

法第1号物件

共同アンテナ塔，TVマイクロウェーブ塔

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(構造)

1 脚柱は鉄骨等強固な構造とする。

2 工作物の周囲には危険防止柵を設ける。

3 倒壊，落下，はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない構造とする。

法第 1 号物件

郵便差出箱，信書便差出箱

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 原則として法敷又は道路余地に設置するものとし，法敷，道路余地がない場合は路端に設置できる。
- 2 歩道等を有する道路において，法敷，道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には，歩道等の上に設けることができる。
- 3 歩道等の上に設置する場合は，歩車道等境界線から 0.25 メートル以上民地側へ離れた位置とし，かつ歩行者等の通行に支障を及ぼさない位置とする。ただし，原則として歩道の有効幅員が 2.0 メートル未満（自転車歩行者道においては 3.0 メートル未満）となる場所は認めない。
- 4 道路法施行令第 10 条第 1 号八及び第 2 号から第 5 号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 倒壊，破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 投函口は，歩道等を有する道路においては，歩道等側とすること。また，歩道を有しない道路においては，道路と平行に設けること。

法第 1 号物件

公衆電話所（公衆電話ボックス）

（方針）

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

（位置）

- 1 原則として、法敷又は道路余地に設置するものとし、法敷、道路余地がない場合は路端に設置できる。
- 2 歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には、歩道等の上に設けることができる。
- 3 歩道等の上に設置する場合は、歩車道等境界線から 0.25 メートル以上民地側へ離れた位置とし、かつ歩行者等の通行に支障を及ぼさない位置とする。ただし、原則として歩道の有効幅員が 2.0 メートル未満（自転車歩行者道においては 3.0 メートル未満）となる場所は認めない。
- 4 道路法施行令第 10 条第 1 号八及び第 2 号から第 5 号までの規定に適合すること。

（構造）

- 1 堅固で耐久性を有するとともに、倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

（その他）

- 1 キャビネット型公衆電話についても、公衆電話ボックスと同様に扱うこと。
- 2 既存の公衆電話からキャビネット型公衆電話への変更については、公衆電話の躯体の外形寸法等に大幅な変更を生じることから、占用申請の変更として扱うこと。
- 3 公衆電話ボックス及びキャビネット型公衆電話に付随する引込柱については、公衆電話所と一体不可分な物件であるため、「公衆電話所」として一の占用物件として扱うこと。
- 4 この基準制定前に許可したもので、歩道の有効幅員が 1.5 メートル以上 2.0 メートル未満（自転車歩行者道においては 3.0 メートル未満）となっている個所に設置されている物件については、更新許可時に本基準に適合するよう指導する。

（参考通達）

- 1 平成 29 年 8 月 30 日事務連絡「公衆電話所の道路占用の取扱いについて」

地上変圧器（路上用低圧引込箱，多回路開閉器，低圧分岐装置等，電線地中化に際して必要となる路上設置用機材で，地上変圧器に類するものを含む。）

法第 1 号物件

地上変圧器（路上用低圧引込箱，多回路開閉器，低圧分岐装置等，電線地中化に際して必要となる路上設置用機材で，地上変圧器に類するものを含む。）

（方針）

電気事業者及び認定電気通信事業者が電線類の地中化に際して設置するもので，公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

（位置）

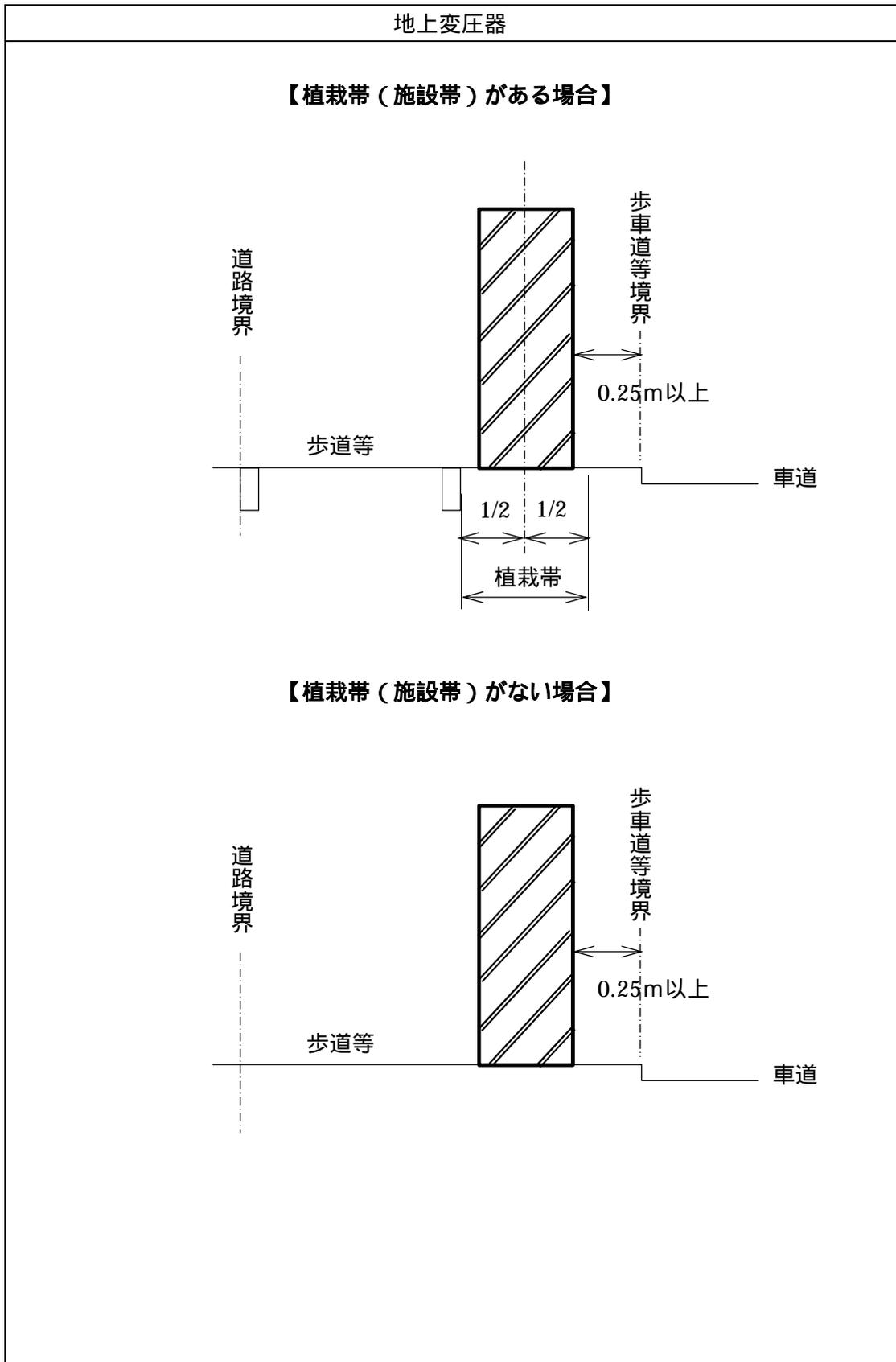
- 1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし，法敷又は道路余地がない場合は路端に設置できる。
- 2 歩道等を有する道路において，法敷，道路余地又は路端に設けることが適当でない場合は，次によるものとする。
 - （1）植栽帯（施設帯）がある場合
歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置で，植栽帯（施設帯）内又は植栽帯（施設帯）間に設置することができる。
 - （2）植栽帯（施設帯）がない場合
歩車道等境界線から 0.25 メートル以上歩道等側へ離れた位置で，かつ歩行者等の通行に支障のない位置に設置することができる。
- 3 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

（構造）

- 1 倒壊，破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 広告物の添加，塗布は認めない。ただし，側面に公共掲示板を添加できる構造である場合で，本基準中の令第 1 号物件「公共掲示板」の規定を適用できるものはこの限りでない。

地上変圧器（路上用低圧引込箱，多回路開閉器，低圧分岐装置等，電線地中化に際して必要となる路上設置用機材で，地上変圧器に類するものを含む。）

(図)



法第1号物件
流量計ボックス

(方針)

下水道管理者が設置するもので、公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設置できる。

2 歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には、次によるものとする。

(1) 植栽帯(施設帯)がある場合

歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置の植栽帯(施設帯)内又は植栽帯(施設帯)間に設置することができる。

(2) 植栽帯(施設帯)がない場合

歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置で、かつ歩行者等の通行に支障のない位置に設置することができる。ただし、原則として歩道の有効幅員が2.0メートル未満、自転車歩行者道においては3.0メートル未満となる場所は認めない。なお、歩道等の幅員自体は道路構造令で定める基準を下回らないこと。

4 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(構造)

1 堅固で耐久性を有するとともに、倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

2 広告物の添加、塗布は認めない。ただし、側面に公共掲示板を添加できる構造である場合で、本基準中の令第1号物件「公共掲示板」の規定を適用できるものはこの限りでない。

法第1号物件

ガス管防災ブロック施設用計器盤

(方針)

ガス事業者が防災対策として設置するもので、公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 原則として法敷又は道路余地に設けるものとし、法敷又は道路余地がない場合は路端に設置できる。
- 2 歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることが適当でない場合は、次によるものとする。

(1) 植栽帯(施設帯)がある場合

歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置で、植栽帯(施設帯)内又は植栽帯(施設帯)間に設置することができる。

(2) 植栽帯(施設帯)がない場合

歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置で、かつ歩行者等の通行に支障のない位置に設置することができる。ただし、原則として歩道の有効幅員が2.0メートル未満、自転車歩行者道においては3.0メートル未満となる場所は認めない。なお、歩道等の幅員自体は道路構造令で定める基準を下回らないこと。

- 3 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 堅固で耐久性を有するとともに、倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 広告物の添加、塗布は認めない。ただし、側面に公共掲示板を添加できる構造である場合で、本基準中の令第1号物件「公共掲示板」の規定を適用できるものはこの限りでない。

法第 1 号物件**交番（派出所等）、公衆便所、バス待合所、消防水防小屋、防災備蓄倉庫****（方針）**

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合で、土木部長との協議が整ったものについてはこの限りでない。

- 1 地方公共団体等（バス待合所についてはバス事業者も含む）が設置するものに限る。
- 2 高架道路の路面下に設ける場合は、令第 9 号物件とする。
- 3 防災拠点自動車駐車場内の災害応急対策施設等として設ける備蓄倉庫等の場合は、令第 14 号物件とする。

（位置）

- 1 原則として法敷又は道路余地に設けること。
- 2 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

（構造）

- 1 堅固で耐久性を有するとともに、倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

（その他）

- 1 当該敷地を道路区域から除外することも勘案すること。
- 2 将来の道路計画等を十分勘案すること。
- 3 維持管理については、管理規程を徴し、管理の万全を期するものとする。

（参考通達）

- 1 令和 3 年 9 月 24 日国道利第 27 号、国道評第 34 号、国道環第 59 号、国道高第 154 号「災害応急対策施設等の道路占用の取扱いについて」

法第 1 号物件

あずまや（固定テーブルを含む。）、パーゴラ

（方針）

極力抑制すべきであるので、次の各項のすべてに該当する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 地方公共団体、自治会、商店会、その他これらに準ずる団体が、道の駅、ロードパーク、道路広場、道路余地に設置する場合
- 2 道路の整備計画に適合したものであること。

（位置）

- 1 道の駅、ロードパーク、道路広場等であって、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場所であること。
- 2 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

（構造）

- 1 材質は、腐朽、褪色しない堅固なものとし、倒壊、破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 色彩、デザインは美観を損なわないものとする。
- 3 広告物の添加、塗布は認めない。

（その他）

- 1 維持管理については、管理規程を徴し、管理の万全を期するものとする。

法第1号物件

バス停留所，タクシー乗場その他の公共交通機関の待合室の上屋，ベンチ上屋

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

1 バス事業者，タクシー事業者の団体，地方公共団体，自治会，商店会その他これに準ずるものであって，十分な維持管理能力を有すると認められる者が，次に該当するものを設置する場合

(1) バス停留所又はタクシー乗場その他の公共交通機関の待合室(以下「バス停留所等」という。)に設置するもの

(2) 法第1号物件「ベンチ，スツール」に付随して設置するもの

2 バス停留所上屋に付随して設けるバス利用者向けのロケーションシステムは，バス停留所上屋と一体のものとして許可することとする。

(位置)

1 歩道を有する道路においては，歩道の有効幅員が2.0メートル，自転車歩行者道の有効幅員が3.0メートル以上確保できる場合に設置することができる。ただし，隣接する民地を一部使用することにより，歩道の有効幅員が2.0メートル，自転車歩行者道の有効幅員が3.0メートル以上確保できる場合はこの限りでない。

2 歩道を有しない道路においては，道路の法敷に設置することができる。

3 道の駅又は自動車駐車場に上屋を設置する場合は，自動車の駐車のために供されている以外の部分に設置することができる。

4 設置するバス停留所等の上屋が壁面を有する場合，交差点の付近，沿道からの出入りがある場所等，運転者の視界を妨げることのない場所であること。

5 近傍に視覚障害者誘導用ブロック(当該上屋へ誘導するために設置されたものを除く。)が設置されている場合には，視覚障害者の上屋への衝突等を防止する観点から，当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所であること。

6 上屋を車道寄りに建てる場合は，歩車道等境界線から0.25メートル以内(車道の建築限界内)に設置してはならない。また，上屋を民地寄りに建てる場合は，第2項の有効幅員は歩車道等境界線から0.25メートル分(車道の建築限界)を除いても確保できること。

7 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(構造)

1 上屋は，歩行者等の交通の支障とならない規模及び構造であること。

2 上屋の幅は，原則として2.0メートル以下とすること。ただし，5.0メートル以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については，この限りでない。

3 上屋の長さは，原則として12.0メートル以下とすること。ただし，駅前広場等の島式乗降場については，この限りでない。

4 上屋の高さは，原則として路面から2.5メートル以上とすること。

5 主要構造部は，鋼材類，屋根は不燃材料を用いることとし，相当強度の風雨，地震等

に耐える堅固なもので，倒壊，落下，はく離，老朽，汚損等により，美観を損なわず，かつ，交通に支障を及ぼさないものとする。

- 6 上屋の構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり，信号機，道路標識等の効用を妨げないものとする。
- 7 設置するバス停留所等の上屋が壁面を有する場合には，道路管理上支障のないものに限ることとし，かつ，次の各号に掲げるところによること。
 - (1) 壁面の幅及び高さは，上屋の幅及び高さを超えないものであること。
 - (2) 壁面の面数は，三面以内であること。
 - (3) 壁面の材質は，透明なものであること。
 - (4) 上屋が設置される道路の状況を勘案し，必要に応じて上屋内に照明設備を設けること。
- 8 上屋には広告物等の添加及び塗装又は装飾のための電気設備の設置は認めない（令1号物件「バス停留所上屋の添架広告看板」を除く）。
- 9 前項までのほか次の事項に留意すること。
 - (1) 主要構造物は他の建築物に接続してはならない。
 - (2) 雨水処理を考慮すること。
 - (3) 歩道の有効幅員が2.0メートル，自転車歩行者道の有効幅員が3.0メートル以上確保できない場合に，隣接民地を使用して設置された上屋で民地使用が不可となった場合は撤去すること。
- 10 壁面には，地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱いに該当する場合を除き，広告物の添架及び塗布は認めない。また，この場合においては，令第1号物件「バス停留所上屋の添架広告看板」の（位置及び構造等）及び（その他）の規定に準拠すること。

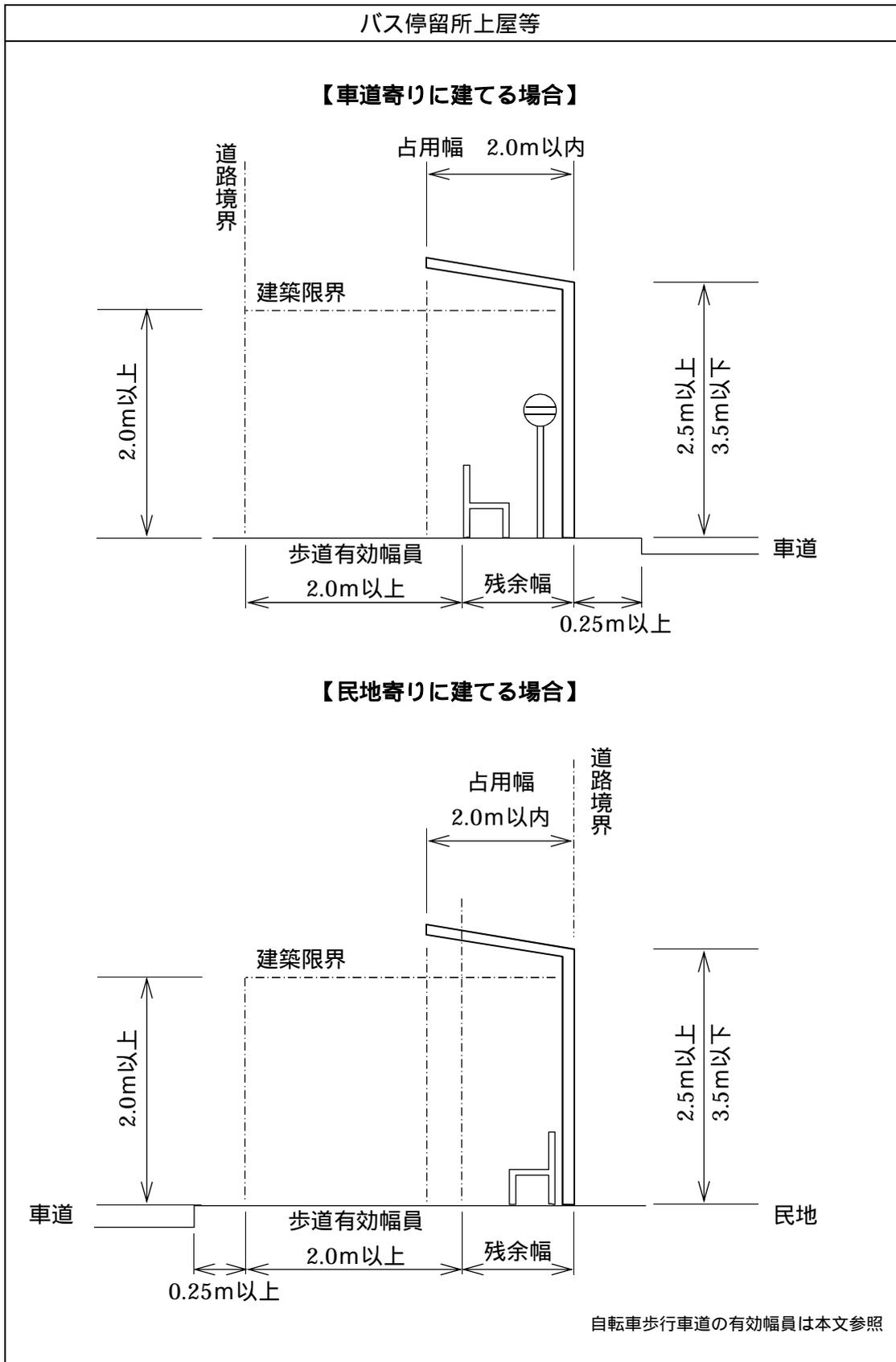
（その他）

- 1 既設のバス停留所等の上屋に壁面を設置する場合には，道路法第32条第3項に基づき，変更許可申請の手続きによること。
- 2 維持管理については，占有者から管理規程等を徴し，管理の万全を期すこと。
- 3 自転車等駐車器具として上屋を設ける場合には，令第12号物件とする。

（参考通達）

- 1 平成6年6月30日建設省道政発第32号「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」（最近改正 平成25年3月6日国道利第14号）
- 2 平成6年7月19日建設省道政発第37号の2「ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて」（最近改正 平成25年4月1日国道利第18号）
- 3 平成25年3月6日事務連絡「「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」の運用にあたっての留意事項について」

(図)



法第1号物件
消火ホース格納箱

(方針)

極力抑制すべきであるので、国又は地方公共団体が防災上の必要から設置するもので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 原則として法敷，道路余地に設けること。
- 2 付近に消火栓が設置されていること。
- 3 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 倒壊，破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 広告の添架，塗布は認めない。
- 3 格納箱の高さは1.5メートル以下とする。

(その他)

- 1 維持管理については，管理規程等を徴し，管理の万全を期すこと。

法第 1 号物件

テレメーター，公害等の観測機器類

（方針）

公益上やむを得ず，次の各項に該当する場合に限り認めることができる。

- 1 道路の敷地外に適切な場所がない場合。
- 2 国又は地方公共団体が河川管理又は防災上の必要から設置する場合。

（位置）

- 1 法敷又は道路余地に設けるものとする。

（構造）

- 1 倒壊，破損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。
- 2 広告の添加，塗布は認めない。
- 3 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

（その他）

- 1 維持管理については，管理規程等を徴し，管理の万全を期すこと。

法第1号物件 ベンチ, スツール

(定義)

- 1 ベンチとは2人以上が座れる椅子で背もたれの有るもの又は無いものをいう。スツールとは1人用の背もたれの無い椅子をいう。
- 2 ベンチに付随して設置する上屋については「バス停留所, タクシー乗場その他の公共交通機関の待合室の上屋, ベンチ上屋」に該当するものとする。

(方針)

バス停留所, タクシー乗場その他の公共交通機関の待合施設, 高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺, ショッピングモール, コミュニティー道路, 遊歩道, 道の駅, サービスエリアなどに設置する場合など道路の歩行者等の利用形態から判断し, 地域の実情に応じ, 公益上設置することが妥当な場合に限り認めることができる。ただし, 防災拠点自動車駐車場内の災害応急対策施設等として設ける場合には, 「災害応急対策施設等の道路占用の取扱いについて」(令和3年9月24日国道利第27号, 国道評第34号, 国道環第59号, 国道高第154号)によることとし, 本基準の規定は, 当該通達に定めのないものについて, 当該通達の趣旨に反しない限り適用することとする。

(占有者)

バス事業者, タクシー事業者の団体, 地方公共団体, 自治会, 商店会その他これらに準ずるものであって, 十分な維持管理能力を有すると認められる者とする。

(位置)

電柱等の他の占有物件, 植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し, 以下の道路管理上支障のない場所とすること。

- 1 道路の法敷。ただし, 未改築の道路については, 極力抑制すること。
- 2 ベンチを設置した後, 歩道(自転車歩行車道及び自転車歩行者専用道路を含む。以下同じ。)の幅員から路上施設及び占有物件の幅員を減じた幅員(以下, 「有効幅員」という。)が原則として2.0メートル以上(自転車歩行車道又は自転車歩行者専用道路にあつては3.0メートル以上)確保できる歩道であること。なお, 歩車道境界線から0.25メートル以内は設置してはならない。
- 3 道の駅又は自動車駐車場に設置する場合は, 自動車の駐車のために供されている以外の部分に設置すること。
- 4 その他, 道路の利用状況を勘案し, 道路管理上支障のない場所

(構造)

- 1 原則として固定式とするなど容易に移動することができないものとする。
- 2 十分な安全性及び耐久性を具備し, 腐朽, 退色しないものであること。また, その構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであること。
- 3 占有者名又は管理者名を表示するものとし, その大きさは占有者名等を判別できる程

度で極力小さいものとする。

- 4 寄贈者名を表示する場合は、極力小さいものとする。
- 5 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱いに該当する場合を除き、広告の表示は認めない。

(その他)

- 1 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期すこと。

(参考通達)

- 1 平成6年6月30日建設省道政発第32号「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」(最近改正 平成25年3月6日国道利第14号)
- 2 平成6年7月19日建設省道政発第37号の2「ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて」(最近改正 平成25年4月1日国道利第18号)
- 3 平成25年3月6日事務連絡「「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」の運用にあたっての留意事項について」
- 4 令和3年9月24日国道利第27号, 国道評第34号, 国道環第59号, 国道高第154号「災害応急対策施設等の道路占用の取扱いについて」

法第 1 号物件
公衆用ゴミ容器

(方針)

極力抑制すべきものであるので、真にやむを得ない場合であって、営利目的がなく交通安全や道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する場合に限り、認めるものとする。

(占有者)

地方公共団体、自治会、商店会、その他これらに準じる団体又はバス事業者等であって、道路管理者と同等の管理能力を有する者。

(位置)

- 1 道路広場、道路余地、バス停留所若しくはタクシー乗場その他の公共交通機関の待合室の上屋又はその付近に設けるものとし、交通に支障のない場所とする。
- 2 歩道等の上に設ける場合は、歩車道境界線から 0.25 メートル以上民地側へ離れた位置とする。ただし、歩道の有効幅員が 2.0 メートル未満、自転車歩行者道の有効幅員が 3.0 メートル未満となる場所は認めない。
- 3 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 色彩、デザインは美観を損なわないものとする。
- 2 損壊しない構造とし、路面等に固定する。
- 3 広告物の添架、塗布は認めない。
- 4 公衆用ゴミ容器には管理者名を表示させるものとし、その大きさは管理者名を判別できる程度で極力小さいものとする。

(その他)

- 1 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期すこと。

(参考通達)

- 1 昭和 37 年 8 月 6 日道発第 327 号「路上ごみ箱の撤去について」
- 2 昭和 38 年 7 月 8 日道発第 320 号「公衆用ごみ容器の占用について」

法第 1 号物件 ゴミ集積場

(方針)

原則認めない。一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項に基づき、各市町村の責任において行う事業であり、安易に県管理道路に設置することは望ましくない。

当該道路区域以外に設置する場所がない場合であって、設置場所がないことその他やむを得ない理由について書面にて提出できる場合に限り認めることができる。

なお、設置する場所が移管道となることが明らかであり、移管道を引き受けることとなる道路管理者の同意が書面にて得られたときは、この限りでない。

(占有者)

地方公共団体、自治会、商店会、その他これらに準じる団体であって、道路管理者と同等の管理能力を有する者。

(位置)

- 1 道路余地（法面等を含む）に設けるものとし、道路の管理及び交通に支障のない場所とする。
- 2 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 各市町村の定めるゴミ集積場の設置基準に適合すること。
- 2 色彩、デザインは、美観を損なわないものとする。
- 3 損壊しない構造とし、路面等に固定する。
- 4 広告の添加、塗布は認めない。
- 5 物件には管理者名を表示させるものとし、その大きさは管理者名を判別できる程度で極力小さいものとする。

(その他)

- 1 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期すこと。
- 2 ゴミの収集が開始される旨、当該市町村の環境部局等に確認できること。
- 3 施設が建築基準法に規定する建築物と判断されるものは、法第 32 条第 1 項第 1 号にいう占有物件に該当しないので許可しない。

(参考通達)

- 1 令和 3 年 11 月 9 日道維第 472 号「道路上の家庭用ごみ集積所の取扱いについて」

法第 1 号物件
フラワーポット

(方針)

極力抑制すべきであるので、道路の美化に寄与し、地方公共団体、自治会、商店会、その他これに準ずる団体に十分な維持管理能力を有すると認められる者が設置するもので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 原則として、法敷又は道路余地に設けること。
- 2 道路余地又は法敷がない場合は、歩道等に設置することができるが、歩道等に設置する場合には、歩道にあつては有効幅員が 2.0 メートル以上、自転車歩行者道及び自転車専用道路にあつては有効幅員が 3.0 メートル以上の場所に限り設置することができる。
- 3 歩車道等境界線から 0.25 メートル以内には設置してはならない。
- 4 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 材質は、コンクリート、プラスチック、又はこれらに類する堅固なものとする。
- 2 倒壊、汚損等により、美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 3 物件には、管理者名を表示させるものとし、その大きさは管理者名を判別できる程度で極力小さいものとする。

(その他)

- 1 年間の植栽及び維持管理計画を提出させること。

法第 1 号物件

彫像，彫刻，碑，時計台

（方針）

極力抑制すべきであるので，国又は方公共団体が設置するもので，真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

（位置）

- 1 道の駅，ロードパーク，道路広場，道路余地，緑地帯等で，直接交通に支障を及ぼさない場所とする。
- 2 信号機，道路標識等の視界を妨げない位置とする。
- 3 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

（構造）

- 1 信号機，道路標識に類似した色彩，形状は避けること。
- 2 デザイン，表示内容は美観，風致を損なわないものとし，特定の思想，信条を表示することを目的としておらず，地元の自治会，地方公共団体の理解が得られているものに限ること。
- 3 倒壊，落下，剥離，汚損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造にすること。
- 4 広告物の添架及び塗布は認めない。

法第 1 号物件
花壇

(方針)

極力抑制すべきであるので、道路の美化に寄与し、地方公共団体、自治会、商店会、その他これらに準ずる団体で十分な維持管理能力を有すると認められる者が設置するもので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 原則として、法敷、歩道、道路広場、道路余地、その他交通に支障を及ぼさない場所に設けること。
- 2 歩道等に設置する場合には、歩道にあっては有効幅員が 2.0 メートル以上、自転車歩行者道及び自転車専用道路にあっては有効幅員が 3.0 メートル以上の場所に限り設置することができる。
- 3 歩車道等境界線から 0.25 メートル以内には設置してはならない。
- 4 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

(その他)

- 1 花壇を道路区域外に跨がって設置する場合は、構造物(縁石、杭、側溝)等により道路区域を明確にしておくものとする。
- 2 年間の植栽及び維持管理計画を提出させるものとする。
- 3 物件には、管理者名を表示させるものとし、その大きさは管理者名を判別できる程度で極力小さいものとする。
- 4 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱いに該当する場合を除き、広告の表示は認めない。

法第 1 号物件
家屋等

(定義)

- 1 家屋等とは、家屋並びに家屋の一区画内にある軒、塀、物置及び庭園等(その一部も含む。)をいう。

(方針)

次の各項のいずれかに該当する場合に限り認めることができる。ただし、新規に家屋等が道路を占有することは認めない。

- 1 過去において、道路管理者が占有を許可したと認められるもの。
- 2 道路管理者が権原を取得する以前から当該土地に存した家屋で、移転等の補償がなされなかったため、そのまま存置されているもの。
- 3 道路敷と民有地の境界が不明確であったため等の理由により家屋等が不法占有に至った経緯が真にやむを得ない事由によるものであると認められるもの。
- 4 前項までにかかわらず、次のものについては認めない。
 - (1) 車道又は歩道の建築限界を侵しているもの。ただし、視距、有効幅員等の障害の程度及び態様からみて、一般通行への支障が予想されないものについてはこの限りでない。
 - (2) 当該箇所において、道路工事が3年以内に実施される計画があるもの。
 - (3) 耐用年数を超えており、老朽化が甚だしい等のための倒壊等のおそれのあるもの及びその他粗悪建築で家屋等とは認め難いもの。
 - (4) 一般通行への支障は予想されないが、不法占有の経緯等からみて占有を許可することが適当でないと判断されるもの。

(構造)

- 1 耐用年数以内のもので、老朽化及び粗悪建築等により倒壊、落下、はく離のおそれのないものとする。

(その他)

- 1 占有の許可に際しては、次に掲げる条件を附するものとし、かつ、占有の期間を3年以内として、家屋等の耐用年数の範囲内で更新を認めることができるものとする。
 - (1) 占有物件の建替え、増・改築は一切認めないものとし、違反した場合は、許可を取り消し、除去を命ずることがある。
 - (2) 占有許可を行うに際しては、占有物件の耐用年数を判定するものとし、更新(3年ごと)はこの範囲内に止める。
 - (3) 占有物件に関し、所有権の移転等を行おうとするときは、道路管理者の承認を受けらるること。
- 2 耐用年数の定め方については、減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令及び市町村における固定資産税評価基準等を参考として定めるものとする。
- 3 建築の始期の確認は、建築基準法第6条に規定する建築確認通知によるほか、市町村

における固定資産税台帳からの確認，またこれらにより難しい場合は本人の申出によるものとする。

- 4 家屋等の維持修繕の範囲は，壁，屋根等の部分的な補修とし，大規模な改修は認めないものとする。なお，修繕等を行った場合であっても当初の耐用年数は変更しないものとする。

法第 1 号物件

自動販売機（ロードパーク等関連施設）

（方針）

道路敷内は原則禁止。ただし指定個所のみ認めることができる。

（指定個所）

別表に掲げるロードパーク等の区域内又は道の駅若しくは自転車道線における休憩施設とする。

（占有者）

県がロードパークの清掃等を委託している市町村又は茨城県道路公社とする。

なお、市町村が自動販売機の設置運営に係る業務を当該市町村内の公共団体に委託することは差し支えないが、占有申請者は市町村とすること。

（占有できる自動販売機の種類及び数量）

- 1 食品衛生法に基づく清涼飲料水のみ。
- 2 2 台まで。

（設置方法等）

- 1 自動販売機の設置によって、ロードパーク又は駐車場の利用、安全性及び景観が阻害されないようにすること。
- 2 自動販売機は、広告が表示されていないものを使用するか、又は、遮蔽物を設置し広告が外部から見えないようにするか、あるいは広告が車道本線から視認できない程度に小さく表示されているものを使用すること。
- 3 自動販売機の屋外据付にあたっては、日本工業規格で定められている「自動販売機 - 据付基準」(JIS B 8562-1996) に、また、屋内据付にあたっては、自動販売機業界団体が作成した自主基準「自動販売機の屋内据付基準」に適合していること。
- 4 感電、火災の防止については、電気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準」(平成 9 年 3 月 27 日通商産業省令第 52 号) に適合していること。

（参考通達）

- 1 平成 5 年 12 月 24 日建設省道政発第 62 号「道路不法占有自動販売機の取扱いについて」
- 2 平成 5 年 12 月 24 日警察庁丁規発第 97 号「道路上にはみ出して設置されている自動販売機の是正措置に関する協力依頼について」
- 3 平成 25 年 6 月 5 日道維第 144 号「ロードパーク等における自動販売機の道路占有について」
- 4 平成 27 年 7 月 15 日事務連絡「道の駅等における自動販売機の道路占有の取扱いについて」

（表）

ロードパーク等

別表

施設年度 （平成元年度）	名度 （平成元年度）	路線名	場面	面積	施設 所在地	設置 区域	分 区	市町村等	県が維持管理 しているもの	市町村等に業務 委託したもの	備 考
猪ノ鼻 （平成元年度）	峠 （平成元年度）	主要地方道 北茨城大子線	大子町高柴 930㎡	駐車場、トイレ、 あすまや、広場、 案内板、照明灯、 植栽	茨城県			市町村等	駐車場、トイレ、 あすまや、広場、 案内板、照明灯、 植栽	駐車場、トイレ、 あすまや、広場、 案内板、照明灯、 植栽	県単事業（ロードパーク） 大規模修繕は県
とげぬき地蔵 （平成元年度）	蔵 （平成元年度）	国道294号	取手市寺田 990㎡	駐車場、あすまや、 広場、案内板、 照明灯、植栽、 道路標識、ベンチ	茨城県			市町村等	案内板、道路標 識 植栽（高木）	駐車場、あすまや、 広場、照明灯、 ベンチ、植栽（低木）、 敷地内の清掃	県単事業（ロードパーク） 大規模修繕は県
望洋 （平成2年度）	台 （平成2年度）	国道245号	日立市東大沼 2,600㎡	駐車場、トイレ、 あすまや、広場、 案内板、照明灯、 植栽、ベンチ、 フェンス、道路標識	茨城県			市町村等	案内板、照明灯 道路標識、植栽 フェンス	駐車場、トイレ、 あすまや、ベンチ、 敷地内の清掃	県単事業（ロードパーク） 大規模修繕は県
野友・串挽 （平成2年度）	挽 （平成2年度）	主要地方道 水戸鉾田佐原線	鉾田町野友 串挽 2,300㎡	駐車場、あすまや、 案内板、照明灯、 植栽、道路標識、 ベンチ、遊歩道	茨城県			市町村等	案内板、道路標 識 遊歩道	駐車場、あすまや、 植栽、照明灯、 ベンチ	県単事業（ロードパーク） 大規模修繕は県
水海道 （平成5年度）	道 （平成5年度）	国道294号	水海道市相野谷 15,000㎡	駐車場、案内板、 植栽、照明灯、 ベンチ、遊歩道	茨城県			市町村等	案内板、道路標 識 遊歩道	駐車場、案内板、 植栽、照明灯、 敷地内の清掃	県単事業（ロードパーク） 大規模修繕は県
蔵 （平成6年度）	船 （平成6年度）	一般県道 那珂湊大洗線	大洗町磯原 1,500㎡	駐車場、トイレ、 あすまや、植栽、 照明灯、案内板	茨城県			市町村等		県が設置した施設と 敷地内の清掃	県単事業（ロードパーク） 大規模修繕は県 （上流側1,000㎡、下流側500㎡）大規模修繕は県
水戸北ススマートICに 隣接する高速バス ターミナル駐車場 （平成21年度）	（平成21年度）	国道123号	水戸市飯富町 2,128㎡	駐車場、案内板、 照明灯、案内板、 フェンス、料金徴収機	茨城県			市町村等		駐車場の整備管理	道路公社が占用許可を受け有料駐車場として管理

法第 1 号物件
測量基準点

(方針)

国又は地方公共団体が、測量法(昭和 24 年法律第 188 号)の規定に基づき設置する場合又は公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 原則として法敷又は道路余地に設置すること。
- 2 歩道等に設置する場合は、歩車道等境界線から 0.25 メートル以上民地側へ離れた位置とする。
- 3 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 はく離、老朽、汚損等により交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 2 占用物件には、占用者名、又は占用者を判別できるマーク等を明示すること。
- 3 歩道等に設置する場合は、突起部を極力少ない構造とすること。

(その他)

- 1 維持管理については、管理規程等を徴し、その管理に万全を期すこと。

(参考通達)

- 1 昭和 56 年 11 月 20 日建設省理道政発 7 号「基準点の標識の道路占用について」

法第 1 号物件

公衆電話ボックス内テレホンカード自動販売機

(方針)

公益上やむを得ず、次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 公衆電話ボックスの設置者である日本電信電話株式会社が設置するもの。
- 2 当該公衆電話ボックスの周辺民地において、テレホンカード自動販売機の設置場所を確保する余地がない場合であること。

(位置)

- 1 公衆電話ボックス内で、かつ、電話の利用に際して最も支障の少ない場所とすること。

(構造)

- 1 カード自動販売機の外形寸法は、現行機種の種類(高さ 1,420mm × 幅 250mm × 奥行 250mm 若しくは高さ 450mm × 幅 350mm × 奥行 300mm) 以下とすること。
- 2 広告物の添架及び塗布は認めない。
- 3 カード自動販売機の設置に起因して、公衆電話ボックスの規格の大型化は認めない。
- 4 販売するテレホンカードは、日本電信電話株式会社発行の一般カードとする。

(関係通達)

- 1 昭和 62 年 12 月 22 日建設省道政発第 79 号「公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について」(最近改正 平成 25 年 4 月 1 日国道利第 18 号)
- 2 平成 4 年 6 月 10 日建設省道政発第 47 号「公衆電話ボックス内に設置されるテレホンカード自動販売機の道路占用について」

法第 1 号物件 無線基地局

(方針)

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。ただし、防災拠点自動車駐車場内の災害応急対策施設等として設ける場合には、「災害応急対策施設等の道路占用の取扱いについて」(令和 3 年 9 月 24 日国道利第 27 号, 国道評第 34 号, 国道環第 59 号, 国道高第 154 号) によることとし、本基準の規定は、当該通達に定めのないものについて、当該通達の趣旨に反しない限り適用することとする。

(留意点)

- 1 電線地中化事業の施行が 3 年以内に予定されている区域においては、原則として新規及び更新の許可は行わない。ただし、移転計画書の提出のあるもので、事業施行の支障にならないと認められるものはこの限りではない。

(位置)

- 1 地上に基地局を設置する場合には、既存の電柱、電話柱、公衆電話ボックス、信号機柱、照明式バス停留所標識、バス停留所上屋、地下通路出入口並びに無電柱化事業施工中又は完了後においてはこれに加えて街（路）灯（原則として、占用物件であるものに限る。）又は横断歩道橋（以下、「施設等」という。）に添架することを原則とし、基地局のための専用柱の設置は認めない。
- 2 複数の事業者の基地局を同一の施設等へ添加する場合は、1 つの箱に収容するなどの共用基地局を原則とするが、やむを得ず共用基地局とならない場合は、1 柱につき 1 基地局とする。
- 3 基地局を添架する施設等の管理者から添架の承諾を受けること。なお、信号機柱に添架する場合で、信号機本体と柱の管理者が異なるときは、双方の管理者から添架の承諾を受けた場合に限り添架できるものとする。
- 4 他に添架可能な物件がなく、かつ、添架できないことで周辺地域に携帯電話等の使用が著しく困難になると見込まれる場合に限り、道路管理者が管理する照明灯に添架できるものとするが、この場合においては、添架対象の照明灯が荷重に耐えられることを証する書面を添付させること。
- 5 横断歩道橋に添架する場合は、歩行者の手の届かない場所に設置すること。
- 6 トンネル内における移動通信機器類の不感対策など通信確保のために、漏洩同軸ケーブルや指向性アンテナ等の移動通信施設類を設置する必要があると認められる場合においては、前項までにかかわらず、トンネル内及び道路余地で道路管理上支障とならない箇所に設置すること。

(構造)

- 1 施設等に添架する場合
 - (1) 基地局の規格は、幅 0.4 メートル、高さ 0.25 メートル、奥行き 0.16 メートル、重量 12 キログラム以下（アンテナ部分を除く。）とする。

- (2) 突き出し幅（アンテナ部分を含む。）は0.7メートルまでとすること。ただし、電柱
添架看板の上層に設置する場合は1.2メートルまでとすること。
 - (3) 添架する施設等の管理者が有する共架基準等に適合する場合には、前2号の規定は
適用しない。
 - (4) 基地局の下端（アンテナ部分を含む。）は、路面から4.7メートル以上とすること。
ただし、歩道においては、2.5メートル以上とすることができる。
- 2 トンネル内及び道路余地に設置する場合
- (1) 道路法施行令第11条各号の規定に適合すること。
 - (2) トンネル内等へ設置される物件として想定される物件は、次のとおりである。
 - ア 漏洩同軸ケーブル型アンテナ
 - イ 指向性アンテナ
 - ウ 光伝送装置子機
 - エ 光伝送装置親機
 - オ 指向性アンテナ，光伝送装置子機及び光伝送装置親機の接続ケーブル，該当ケーブ
ルを保護するための配管等
 - 3 相当強度の風雨，地震等に耐える堅固なもので，倒壊，落下，はく離，老朽のおそれ
がないような構造及び取付けにすること。また，汚損等により美観を損なうことがない
ようにするとともに，その取付けにより添架される工作物の倒壊等のおそれが生じ，若
しくは道路の構造又は交通に支障を及ぼすことのないようにすること。
 - 4 基地局の色彩は，周囲の環境と調和するものであること。特に街灯に添架する場合は，
街灯の色彩に調和させること。
 - 5 基地局には，広告物の添架及び広告を目的とした塗装は一切行わないこと。
 - 6 基地局をビルの屋上等に設置する場合，道路の上空占有は認めない。

（占用料）

- 1 施設等に添架する場合の無線基地局及び制御装置の占用料は，茨城県占用料徴収条例
別表の「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」の項を適用する。
- 2 基地局に附帯するアンテナ，配管及び配線については，基地局の一部であるため占有
料は徴収しない。
- 3 本基準における（構造）第2項第2号アの物件は，道路法第32条第1項第1号の「電
線」に該当し，占用料は，条例別表「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の項中「地
下に設ける電線」の額を適用すること。
- 4 同号イ，ウ又はエの物件は，それぞれ道路法第32条第1項第1号の「その他これらに
類する工作物」に該当し，占用料は，それぞれ条例別表「法第32条第1項第1号に掲げ
る工作物」の項中「変圧塔その他これに類するもの」の額を適用すること。
- 5 同号オの物件は，道路法第32条第1項第1号の「電線」又は「その他これらに類する
工作物」に該当するものであるが，同号イ，ウ又はエの物件と一体的なものと解される
場合には，それらの許可の範囲に含めることとして差し支えない。占用料は，接続ケー
ブルにあっては条例別表「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の項中「地下に設け
る電線その他の線類」の額を適用し，配管にあっては外径に応じて同表の「法第32条第
1項第2号に掲げる物件」のいずれかの額を適用すること。

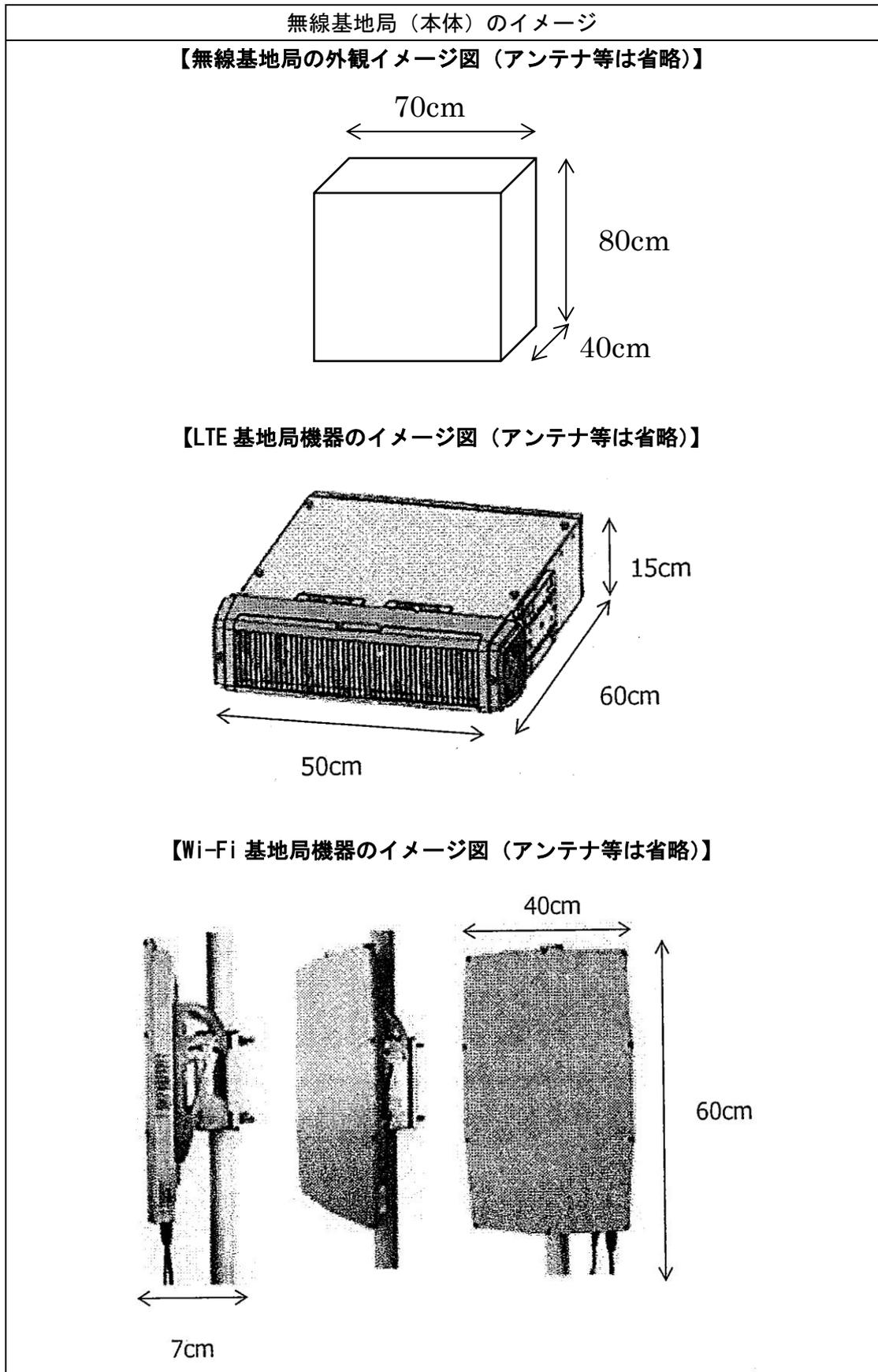
(その他)

- 1 既に公衆電話所に設置している基地局に、停電時においても占有物件の機能が継続して利用可能となるようバックアップ電源（以下「蓄電池」という。）を付加する相談があった場合は、公衆電話所内の利用者に支障を及ぼさないスペースに設置されるものであって、新たな道路空間の占有を生じさせるものでないことから、その設置箇所について確認のうえ、新たな占有の許可は要しない。
- 2 公衆電話所以外の場所に、前項における蓄電池を設置する相談があった場合には、道路維持課に相談すること。

(参考通達)

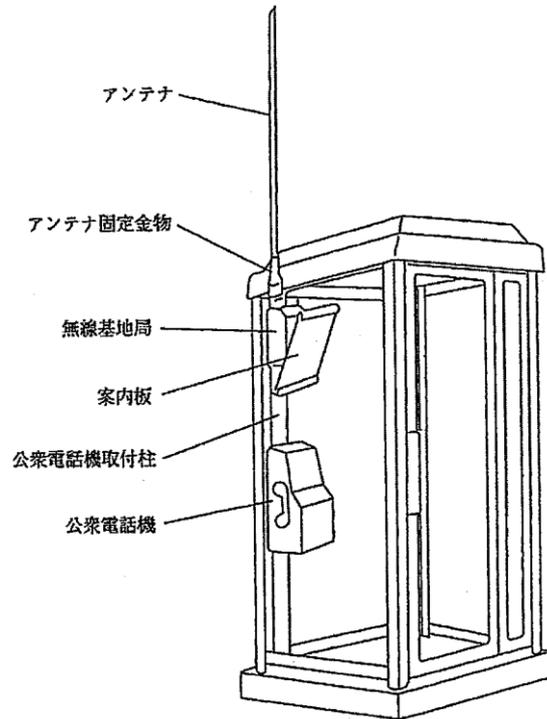
- 1 平成 23 年 6 月 9 日事務連絡「地下鉄施設への移動通信施設類の占有について」
- 2 平成 26 年 3 月 26 日国道利第 32 号「無線基地局の道路占有の取扱いについて」
- 3 平成 26 年 3 月 26 日事務連絡「無線基地局の道路占有の取扱いについて」の運用にあたっての留意事項について」
- 4 令和 2 年 3 月 31 日事務連絡「公衆電話所に設置される無線基地局への蓄電池の設置について」
- 5 令和 3 年 9 月 24 日国道利第 27 号，国道評第 34 号，国道環第 59 号，国道高第 154 号「災害応急対策施設等の道路占有の取扱いについて」

(図)



基地局設置イメージ

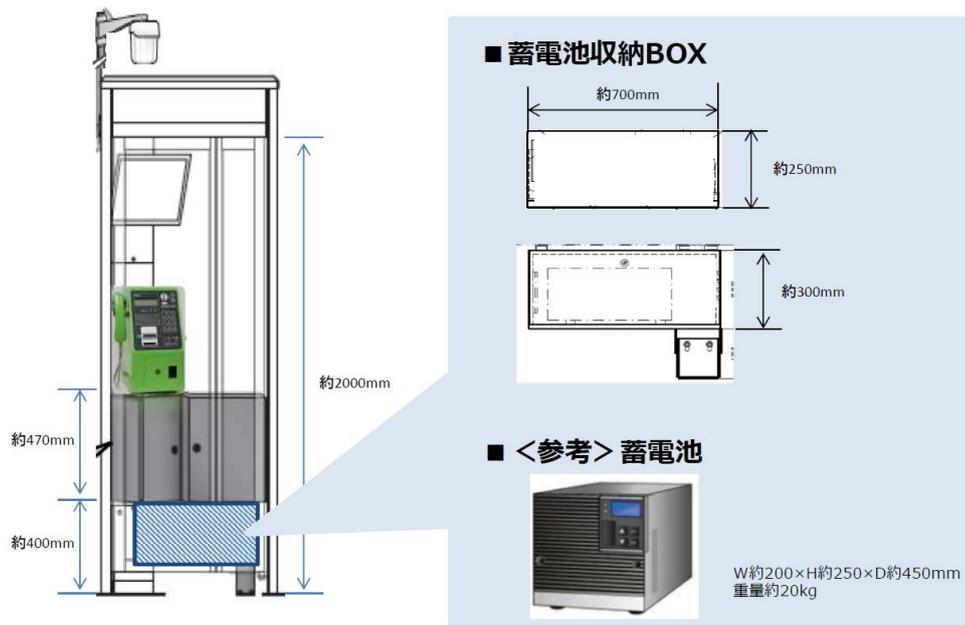
【公衆電話ボックスへの無線基地局設置イメージ図】



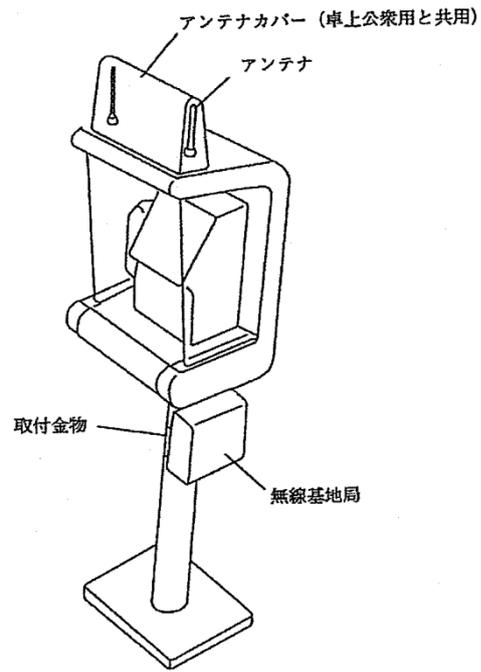
	長さ	直径
①無指向性アンテナ	165cm	17mm φ
②指向性アンテナ	165cm	30mm φ

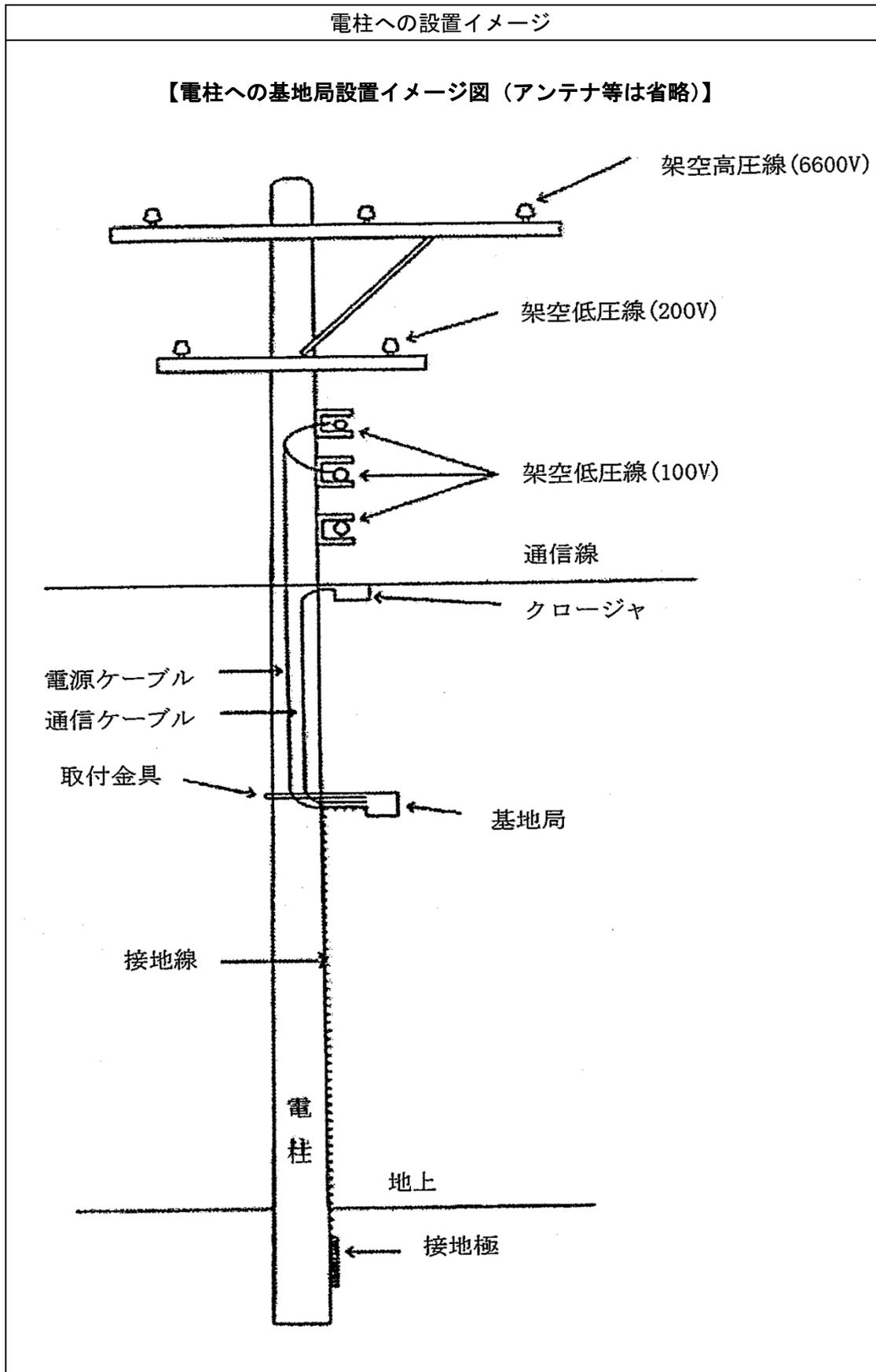
【公衆電話ボックスに設置された無線基地局への蓄電池設置イメージ図】

無線基地局+蓄電池の設置イメージ

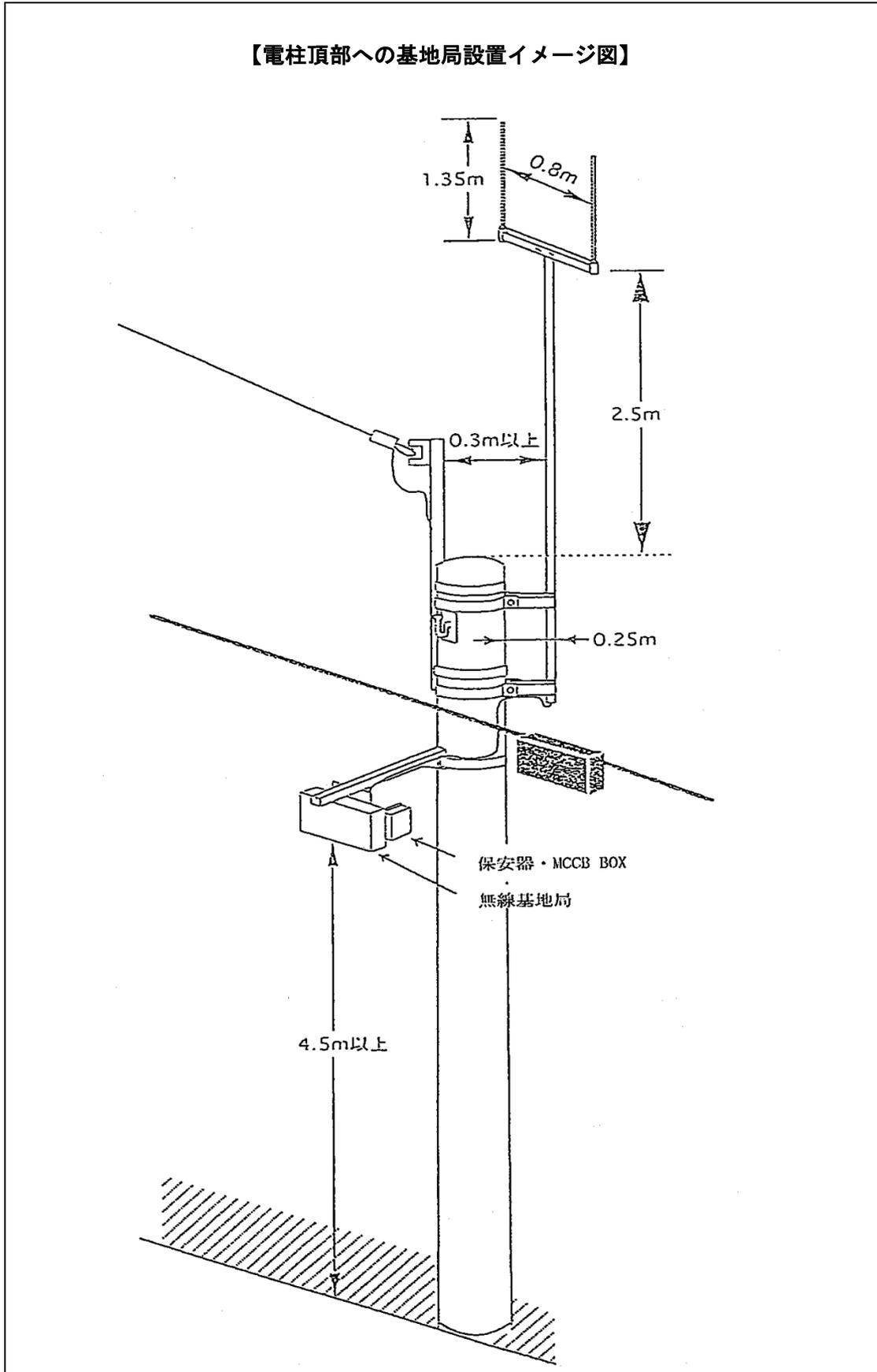


【キャビネット型公衆電話への基地局設置イメージ図】



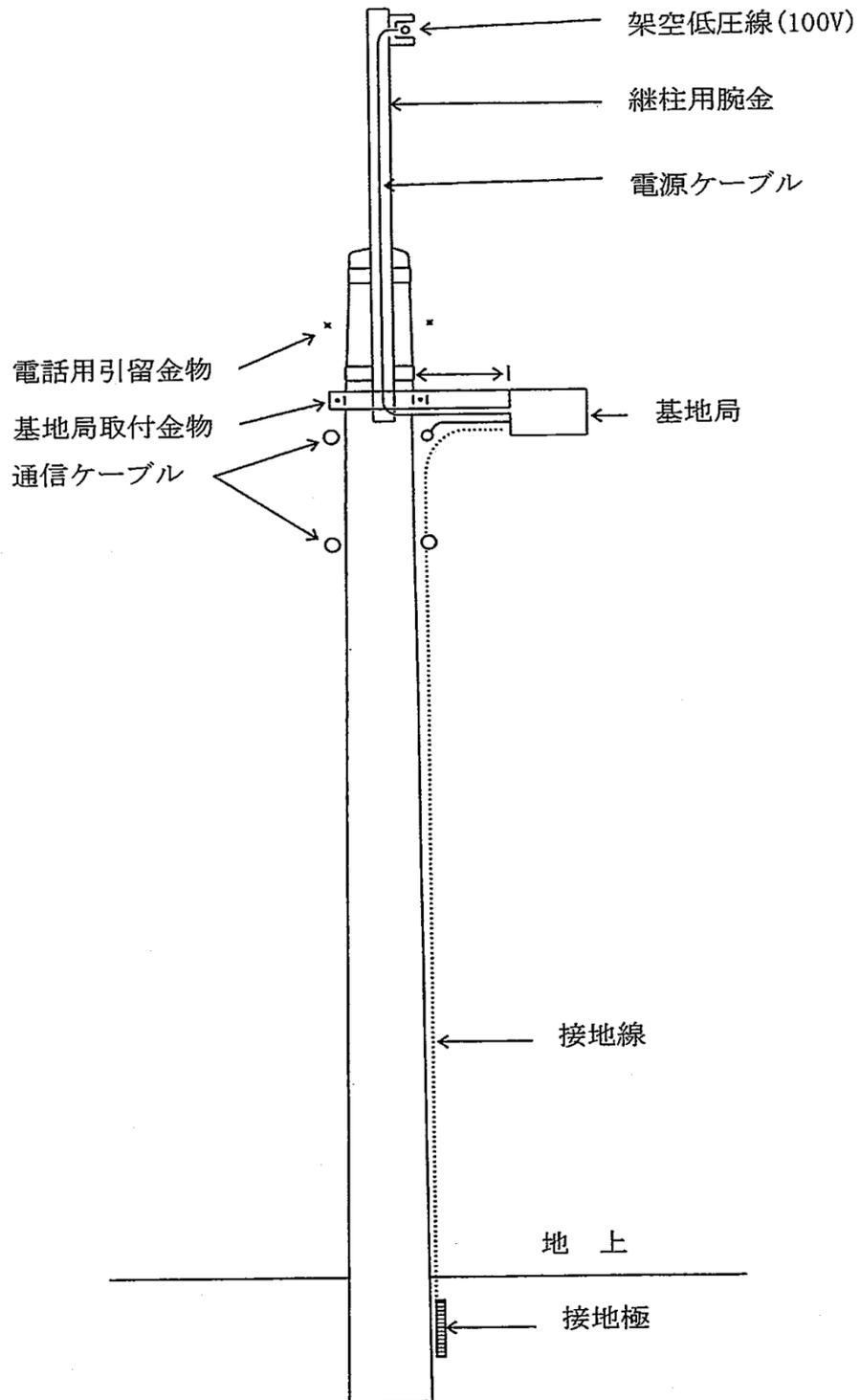


【電柱頂部への基地局設置イメージ図】

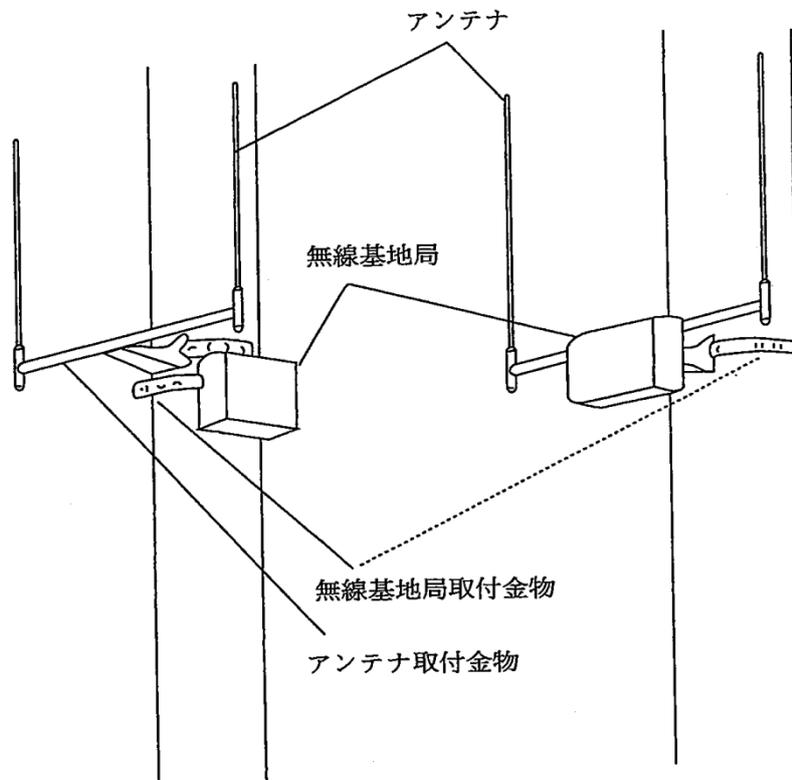


電話柱（短尺柱）への設置イメージ

【電話柱（短尺柱）への設置イメージ図（架空低圧線を共架している場合）】
（アンテナ等は省略）



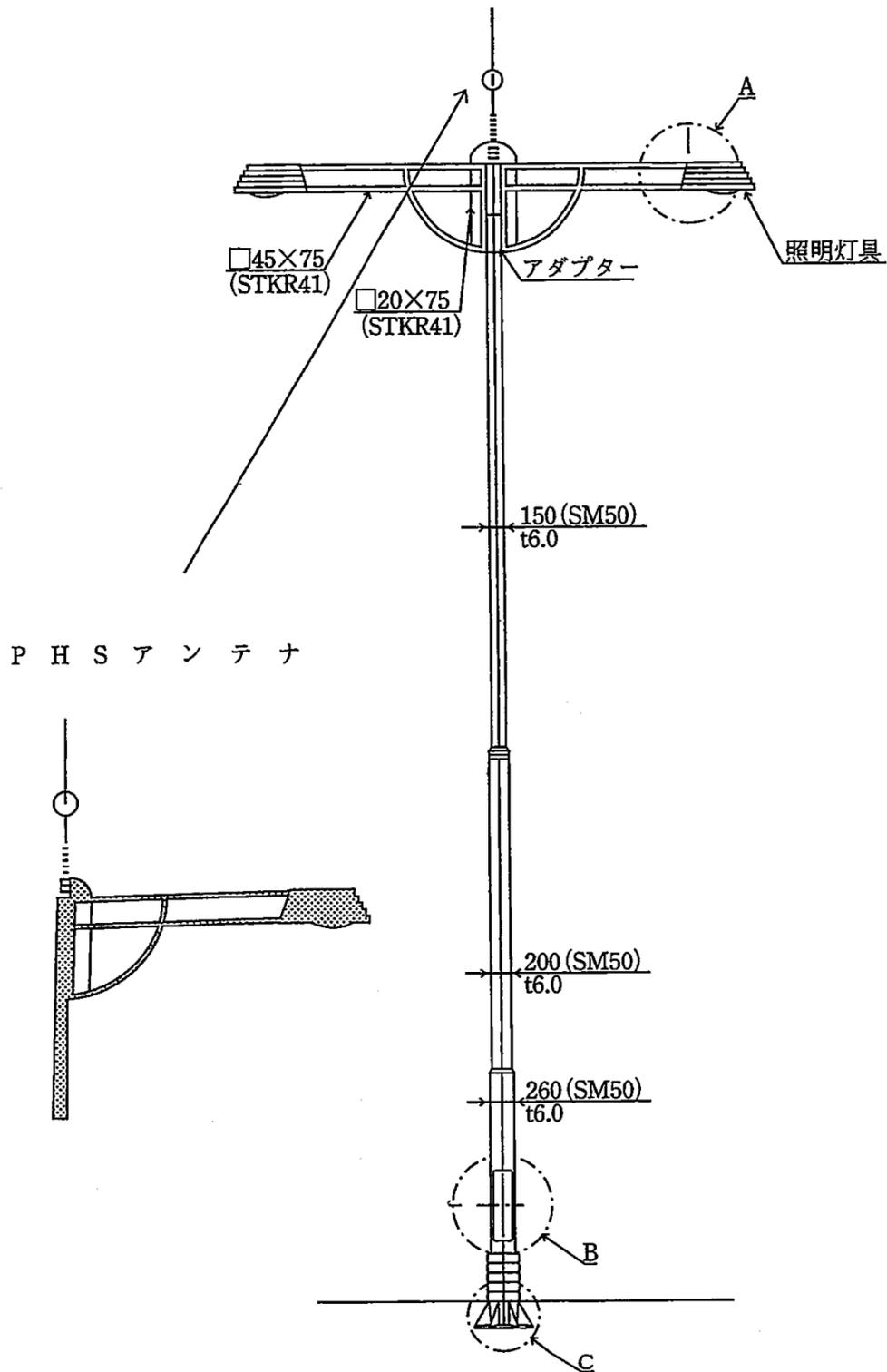
【電話柱（短尺柱）への基地局設置イメージ図】



	長さ	直径
①無指向性アンテナ	85cm	17mm φ
②指向性アンテナ	85cm	30mm φ

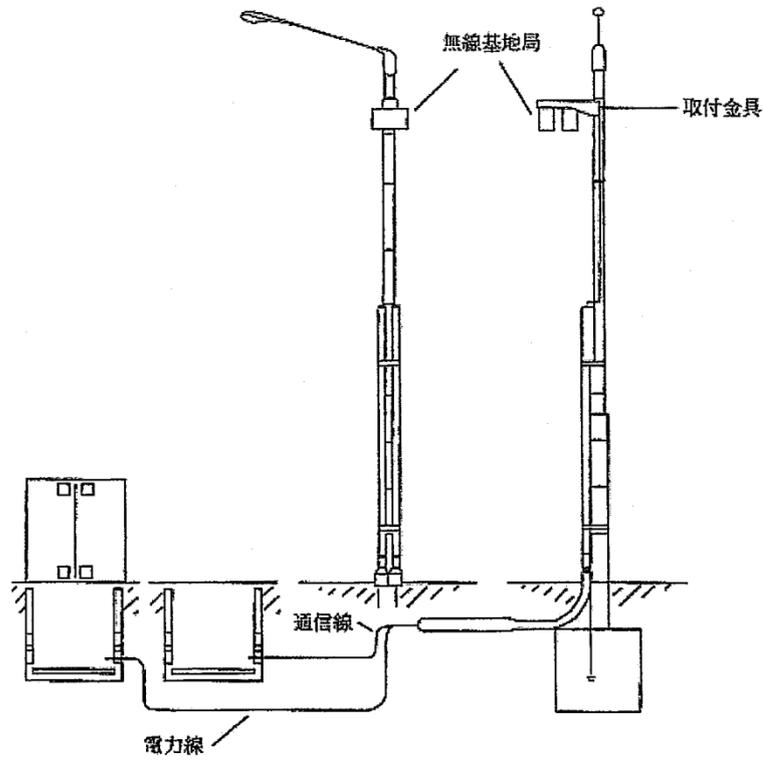
街灯への設置イメージ

【街灯への基地局設置イメージ図】



街灯／信号機柱等への設置イメージ

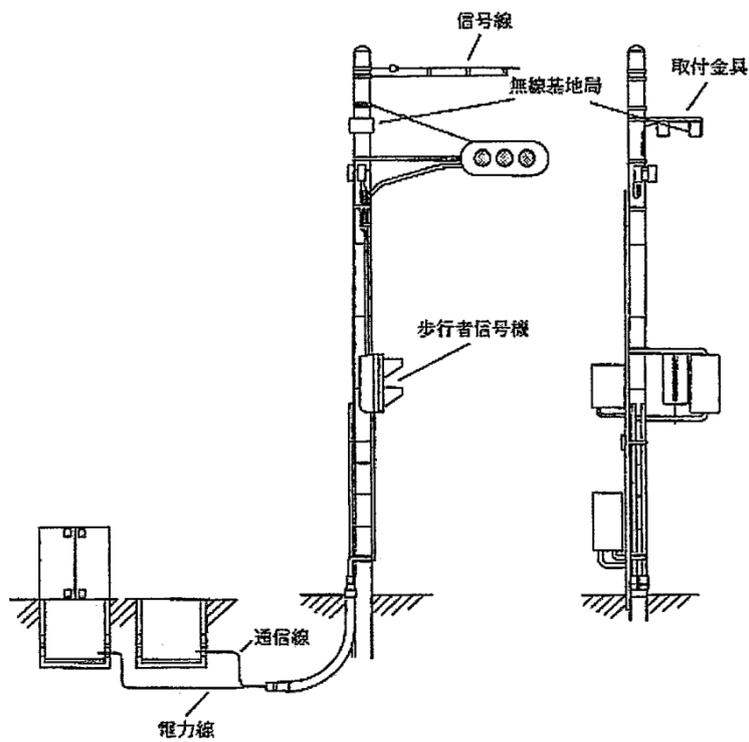
【街灯への基地局設置イメージ図（アンテナ等は省略）】



【信号機柱等への無線基地局設置イメージ図（アンテナ等は省略）】

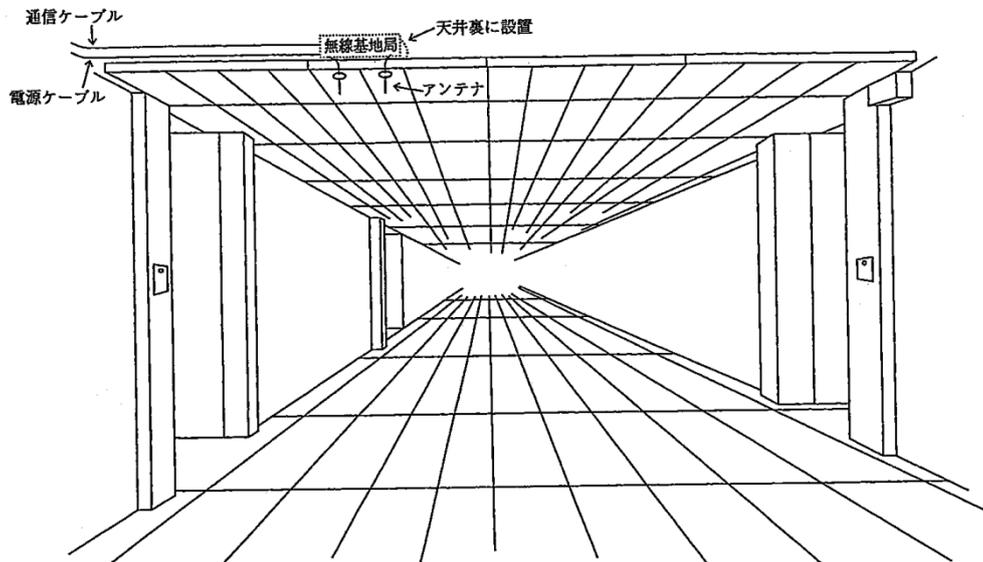
(正面)

(側面)

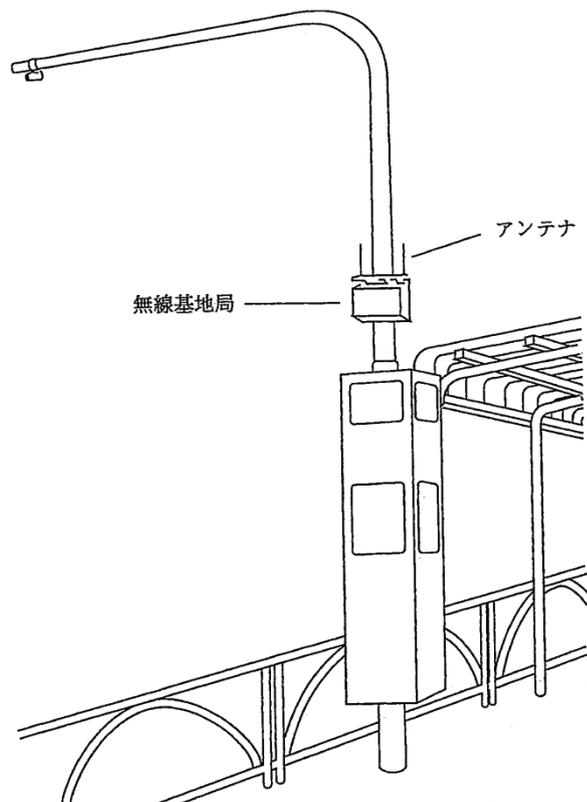


地下鉄及び地下街等／照明式バス停留所標識への設置イメージ

【地下鉄及び地下街等への無線基地局設置イメージ図】

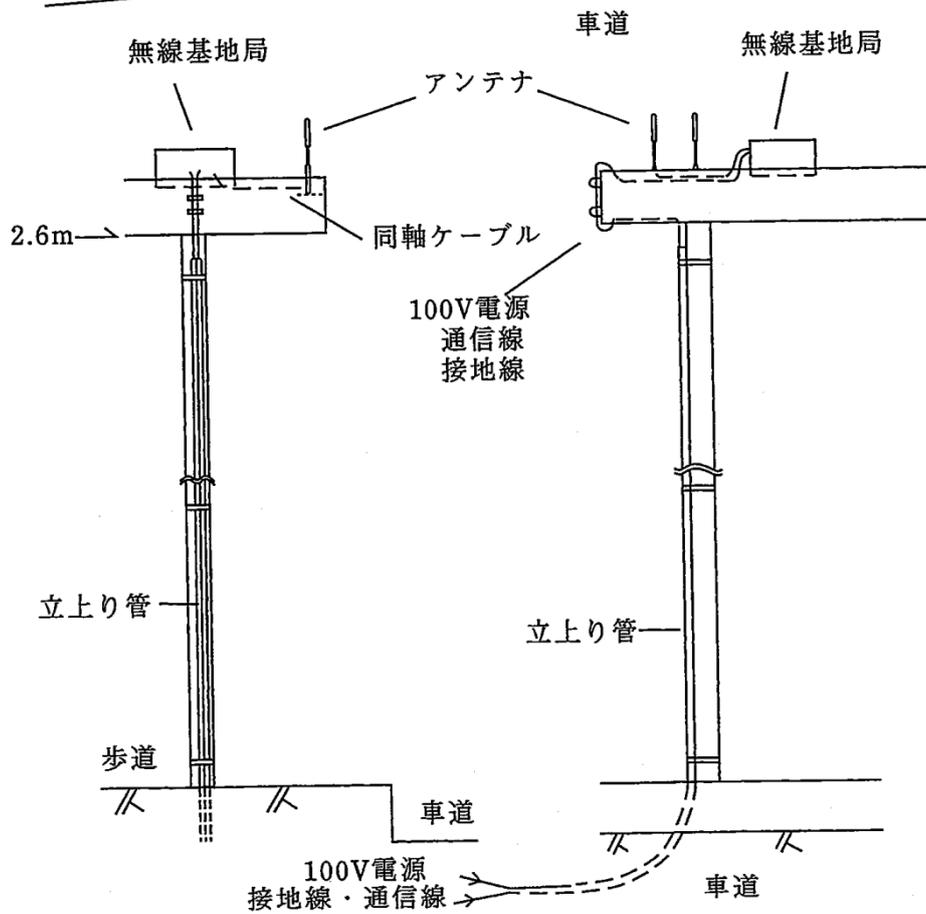
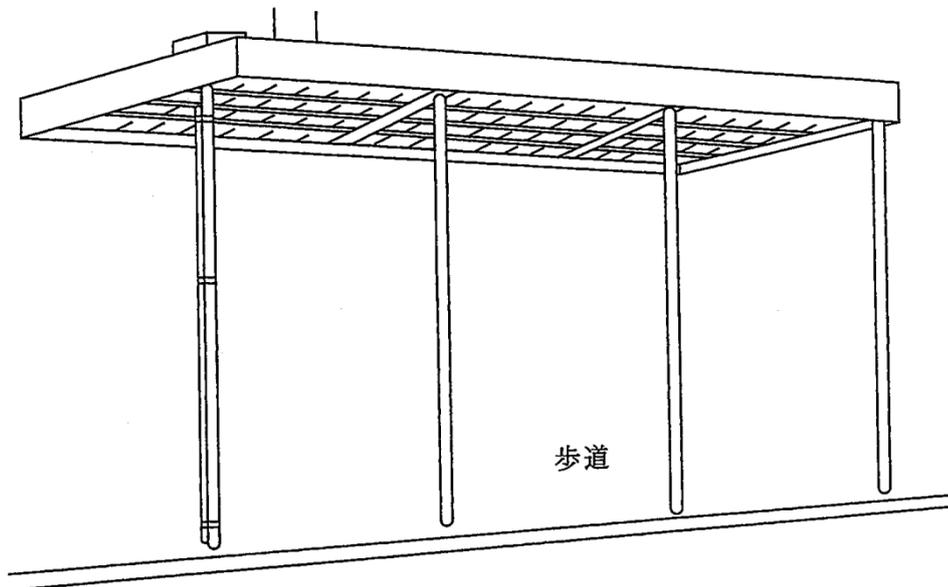


【照明式バス停留所標識への無線基地局設置イメージ図】



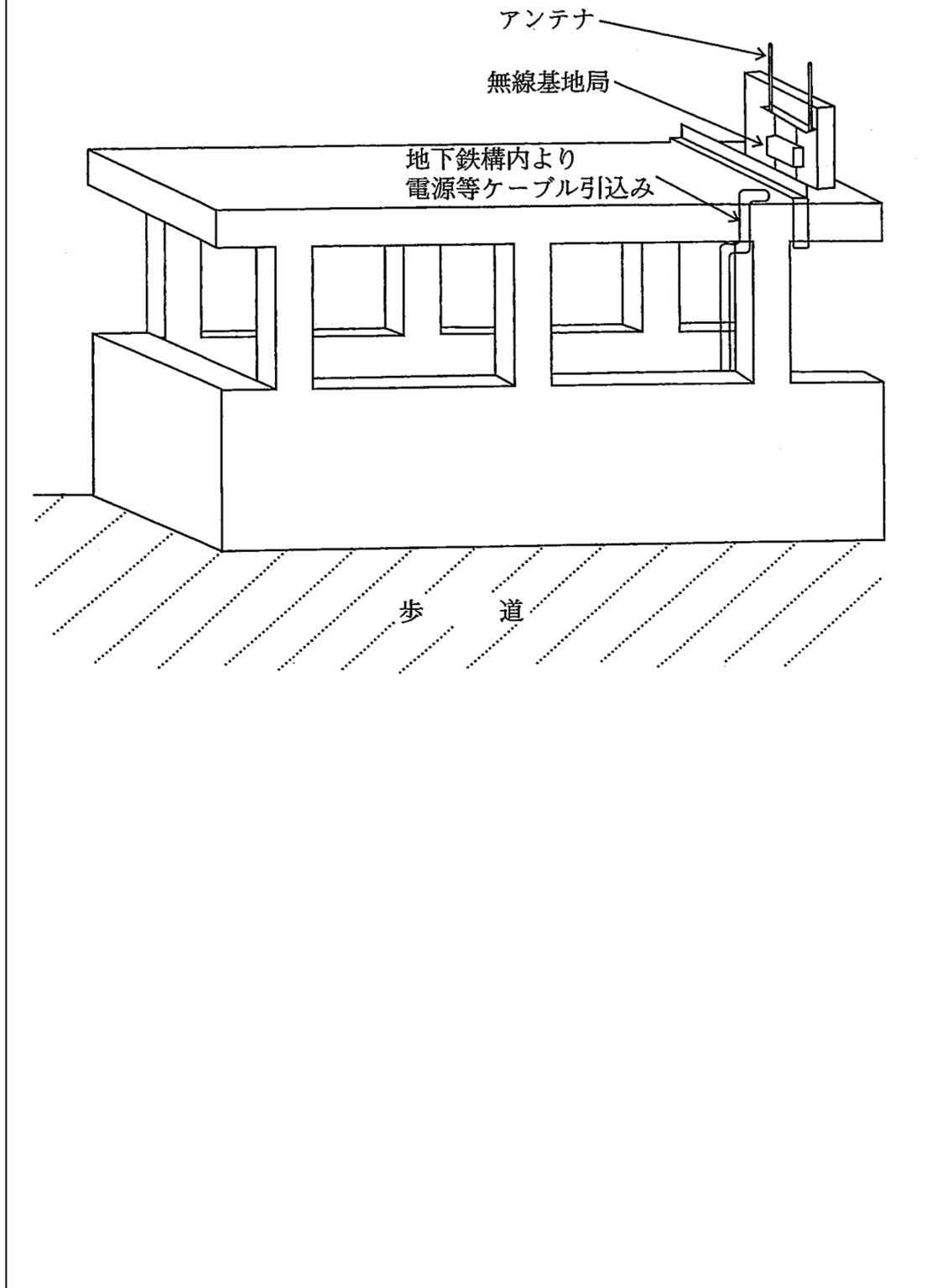
バス停留所上屋等への設置イメージ

【バス停留所上屋等への無線基地局設置イメージ図】



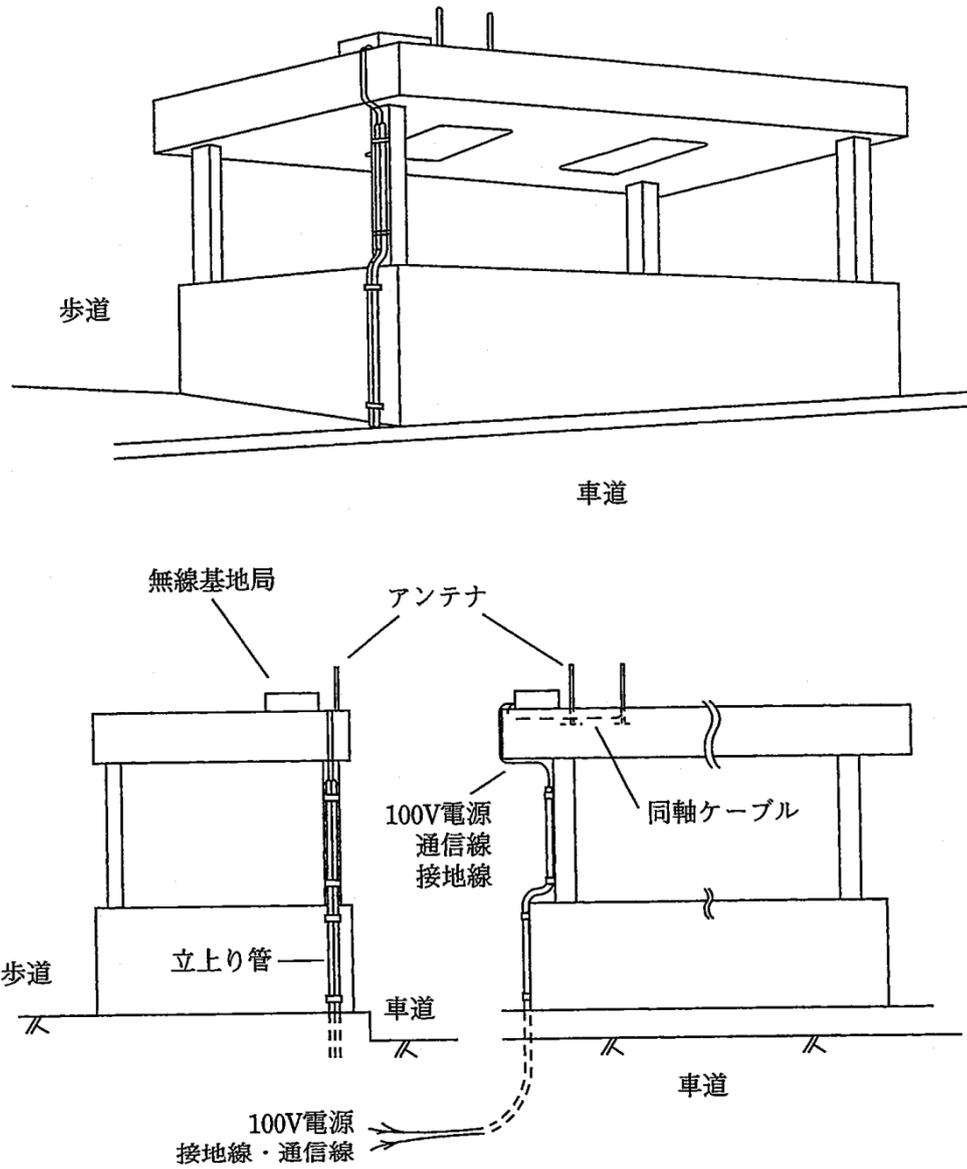
地下駅出入口への設置イメージ

【地下駅出入口への無線基地局設置イメージ図】



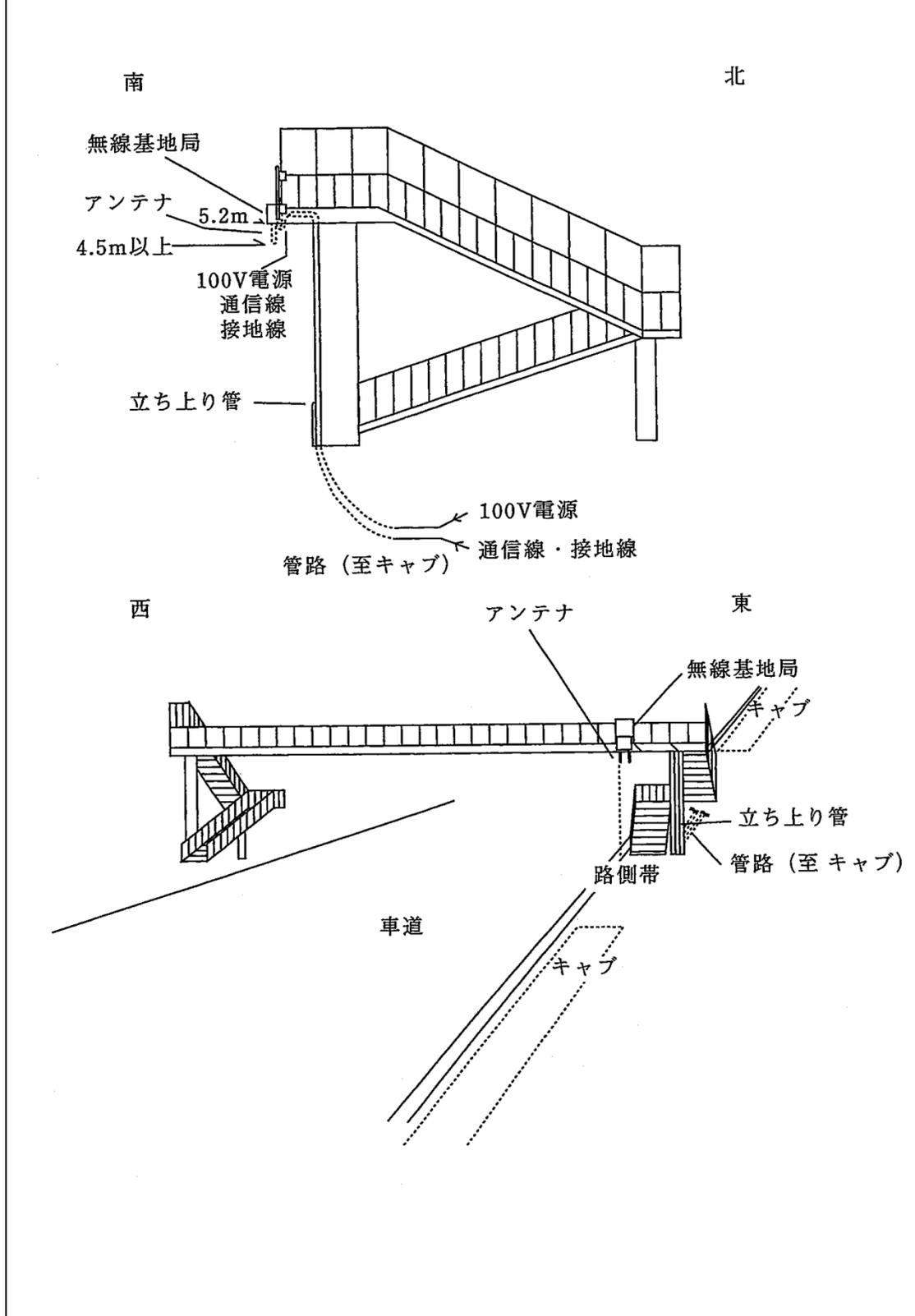
地下通路出入口への設置イメージ

【地下通路出入口への無線基地局設置イメージ図】



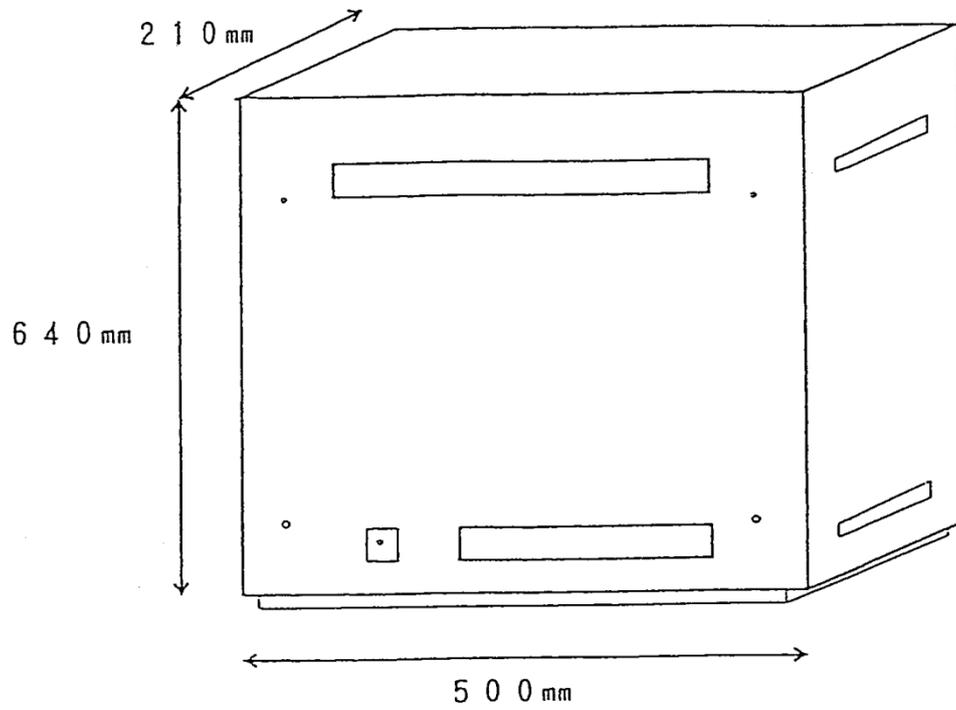
横断歩道橋への設置イメージ

【横断歩道橋への無線基地局設置イメージ図】



制御装置のイメージ

【無線基地局制御装置】



法第1号物件

光アクセス装置（RT等）

（方針）

公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

（位置）

RT等の占用の場所は、次によるものとする。

1 電（話）柱に設置する場合

RTを添加する電（話）柱は、新規若しくは既存の電（話）柱又は既存の電（話）柱から建替えを行ったバッテリー内蔵型電（話）柱とする。

2 バッテリー設置台を地下に埋設する場合

法第2号物件「光アクセス装置バッテリー設置台」による。

3 地上に設ける場合

（1）原則として、法敷又は道路余地に設けること。

（2）法敷又は道路余地がない場合は、路端に設置すること。

（3）歩道等を有する道路において、法敷、道路余地又は路端に設けることが適当でない場合には、次によるものとする。

ア 植栽帯（施設帯）がある場合

歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置の植栽帯（施設帯）内又は植栽帯（施設帯）間に設置することができる。

イ 植栽帯（施設帯）がない場合

歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置で、かつ歩行者等の通行に支障のない位置に設置することができる。ただし、原則として歩道の有効幅員が2.0メートル未満、自転車歩行者道においては3.0メートル未満となる場所は認めない。なお、歩道等の幅員自体は道路構造令で定める基準を下回らないこと。

（4）原則として、1箇所につき2基以下とするが、周辺地域の通信事情を勘案し、やむを得ない場合で、かつ、道路管理上支障がないと認められる場合には、1箇所につき3基までとすることができる。

（5）道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

（構造）

1 柱上に設置する場合の本体の規格は、幅0.61メートル、高さ0.77メートル、奥行き0.37メートル、重量110キログラム以下とする。

2 柱上に設置する場合において、本体の下端は、路面から4.7メートル以上とし、かつ通信線の上部に設置するものとする。

3 地上に設置する場合の本体の規格（基礎台を含み、電力供給のための鋼管柱及び防御用施設は含まない。）は、幅1.5メートル、高さ1.5メートル、奥行き0.8メートル以下とすること。

3 RT等には、広告物の添加及び塗装は一切行わないこと。

4 RT等の色彩は、周囲の環境と調和するものであること。

- 5 相当強度の風雨，地震等に耐える堅固なもので，倒壊，落下，はく離，老朽，汚損等により，美観を損なわず，かつ，交通に支障を及ぼさないものとする。
- 6 電力供給のための柱，電力供給のための柱と地上光アクセス装置本体を接続する電力用地下管路及び防護用施設については，地上光アクセス装置として一体のものとして扱うこと。
なお，地上光アクセス装置と既設の共架柱等を接続する通信用地下管路については，別途地下埋設管として扱うこと。

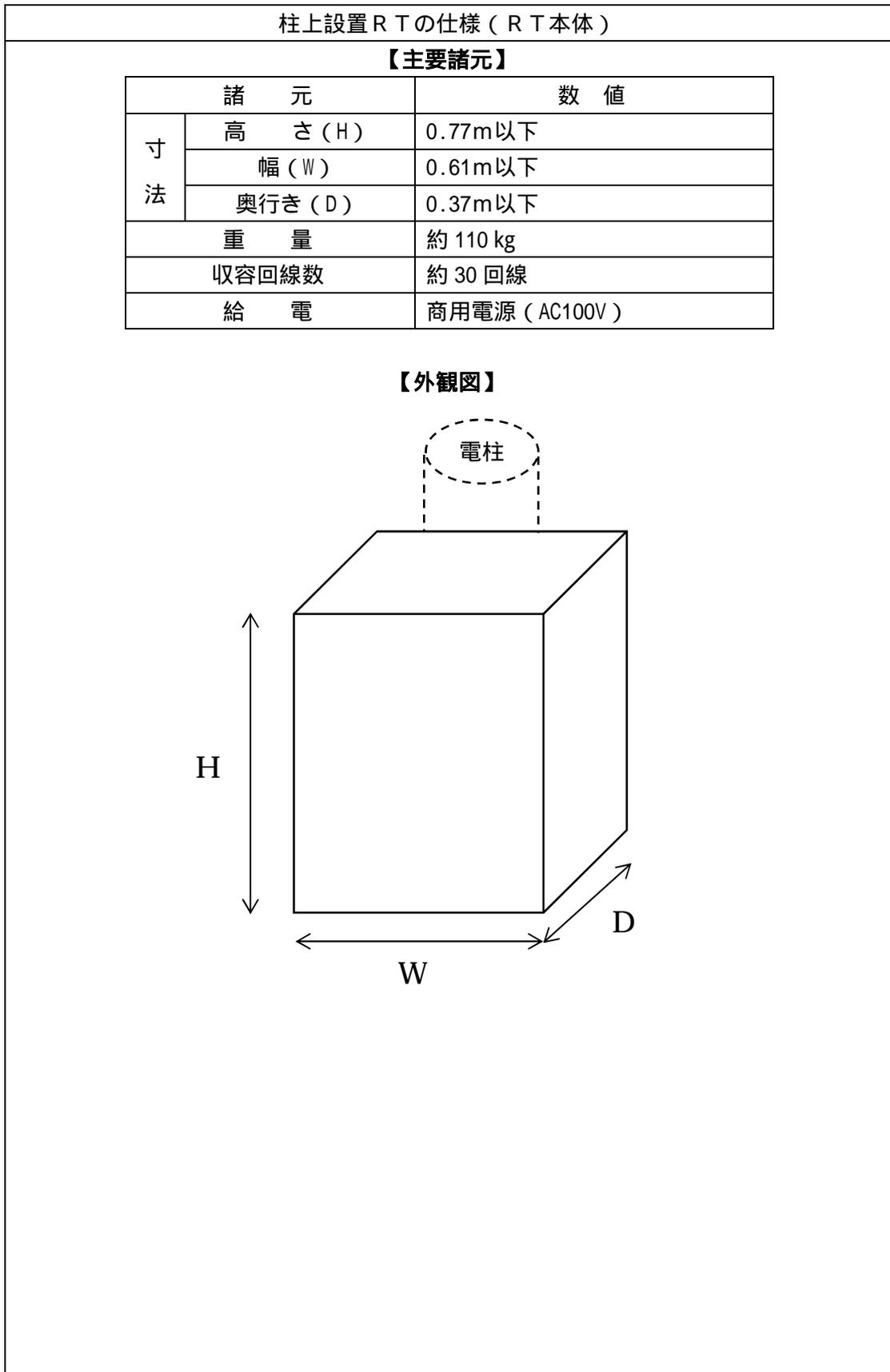
（その他）

- 1 占用許可申請書の添付書類については，典型的なものについては形式の記載のみにするなど，適宜簡素化を図ること。
- 2 無電柱化事業の施行が3年以内に予定されている区域においては，原則として新規及び更新の許可は行わないものとする。ただし，移設計画書の提出のあるもので事業施行の支障にならないと認められるものはこの限りではない。
- 3 占用許可条件には，一般的な条件のほか次の条件を付するものとする。
「道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合及び電線類地中化を行うためRT等が添加されている工作物につき改築，移転，除去，その他の措置を行う必要が生じた場合には，RT等を設置した電気通信事業者が自らの費用負担によりRT等を改築，移転，除去，その他必要な措置をとらなければならない。」
- 4 RTの占用料（バッテリー内臓型電柱及び地下に設置するバッテリー設置台を除く。）は，茨城県占用料徴収条例別表の「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」の項を適用する。

（参考通達）

- 1 平成7年3月15日建設省道政発第42号「柱上設置の光アクセス装置の道路占用の取扱いについて」（最近改正 平成16年4月12日国道利第6号）
- 2 平成7年3月30日道維第198号「柱上設置の光アクセス装置の道路占用の取扱いについて」
- 3 平成8年2月20日事務連絡「地上設置光アクセス装置の道路占用の取扱いについて」
- 4 平成12年2月29日事務連絡「光アクセス装置等の道路占用の取扱いについて」

(図)

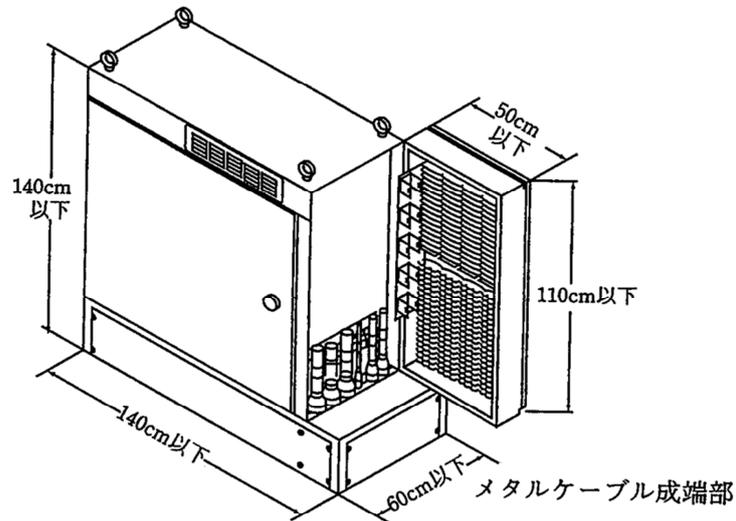


地上設置RTの仕様

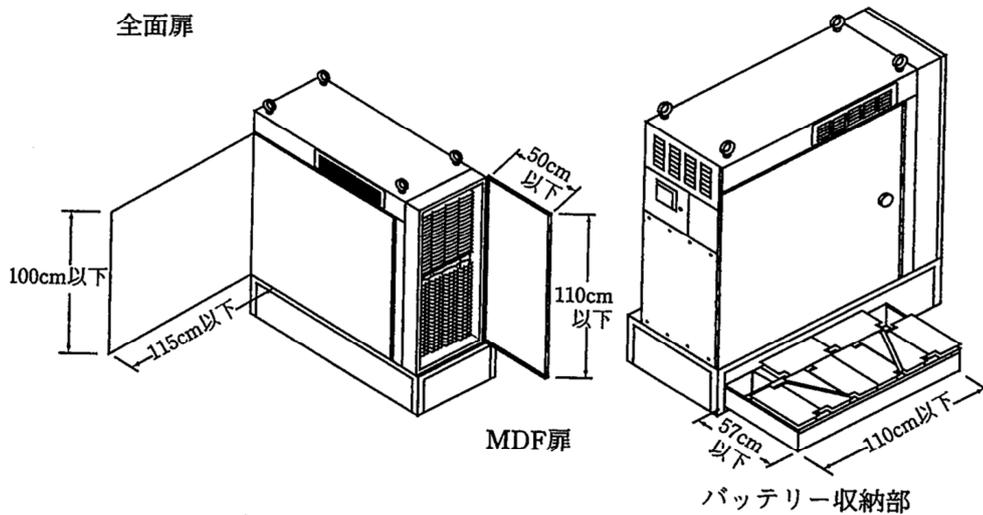
【主要諸元】

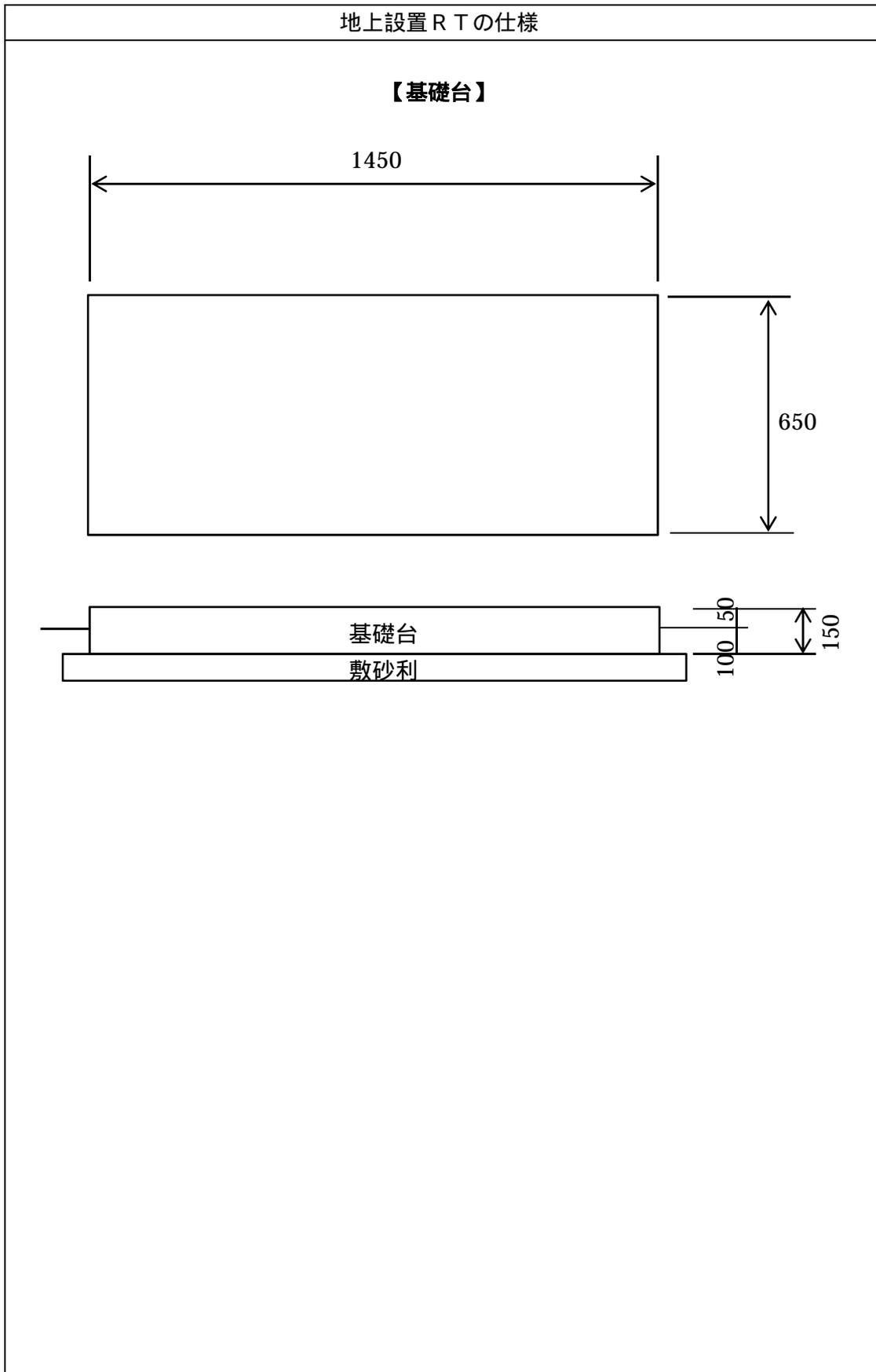
諸元		数値
寸法	高さ(H)	1.4m以下
	幅(W)	1.4m以下
	奥行き(D)	0.6m以下
重量		700 kg以下
収容回線数		約 400 回線
給電		商用電源 (AC100V)
塗装色		ダークブラウン又はベージュ (個別塗装可能)

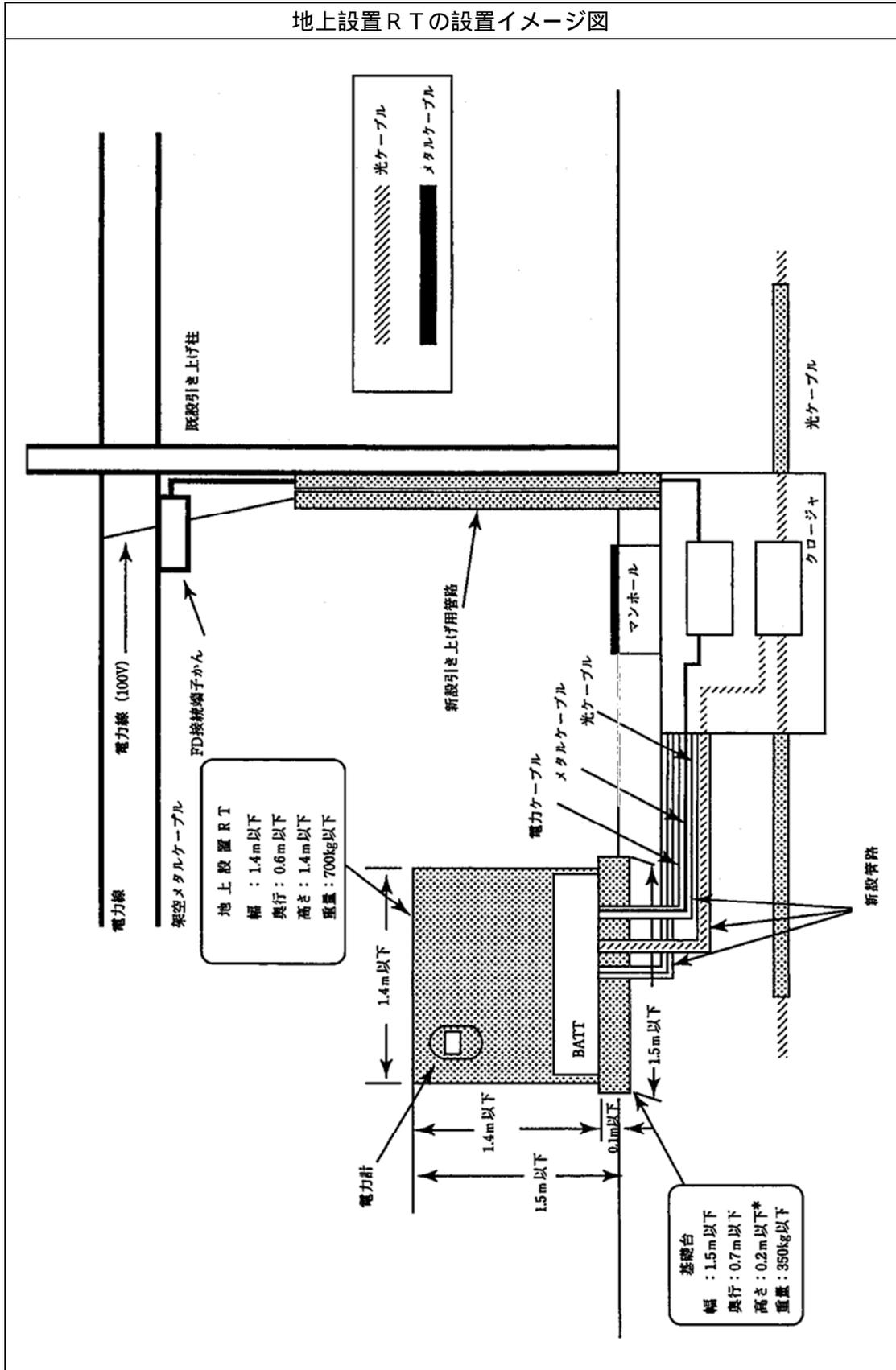
【外観図】



全面扉







法第 1 号物件 防犯カメラ

(道路法上の取扱い)

道路法第 32 条第 1 項第 1 号で規定する「その他これらに類する物件」として取り扱う。

(対象とする防犯カメラ等)

国，地方公共団体，自治会，その他これらに準ずる団体に十分な維持管理が可能な団体が，地域の防犯のために設ける防犯カメラ及びそのケーブル等の附属物に限り認める。

ただし，茨城県警察本部が設置する捜査支援機器については，平成 20 年 12 月 25 日付け道維第 525 号土木部道路維持課長通知のとおり取り扱うものとする。

(位置)

- 1 原則として，既設の電柱，電話柱，街路灯等へ添架することとし，交通に支障を及ぼさない位置とする。
- 2 現場条件から，道路照明灯や標識柱等に設置することが合理的であると認められる場合には，道路照明灯や標識柱等へ添架させることができる。
- 3 やむを得ず単独柱で設置する場合は，信号機，道路標識等の視界を妨げない位置とする。

(構造)

- 1 防犯カメラの最下端は路面から 5.0 メートル以上とする。ただし，歩道においては 2.5 メートル以上とすることができる。
- 2 倒壊，落下，剥離，汚損等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造にする。

(その他)

- 1 設置・管理にあたっては，所轄警察署に相談し指導を受けるものとする。
- 2 管理規程・運用規則等を提出させ，維持管理に万全を期するものとする。
- 3 プライバシーの保護等に関して，設置地区の住民との調整は設置者が行うこと。

(参考通達)

- 1 平成 20 年 12 月 25 日道維第 525 号「捜査支援機器の設置について」
- 2 平成 30 年 7 月 2 日道維第 155 号「県管理道路における防犯カメラ等の設置について」

法第 1 号物件

捜査支援機器（固定式カメラ）

（方針）

茨城県警察本部からの協議に限り認めることができる。

（位置）

- 1 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。
- 2 建柱位置は、歩行者等の通行の支障にならない位置とする。

（構造）

- 1 カメラの最下端は路面から 5.0 メートル以上とする。ただし、歩道等においては 2.5 メートル以上とすることができる。
- 2 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

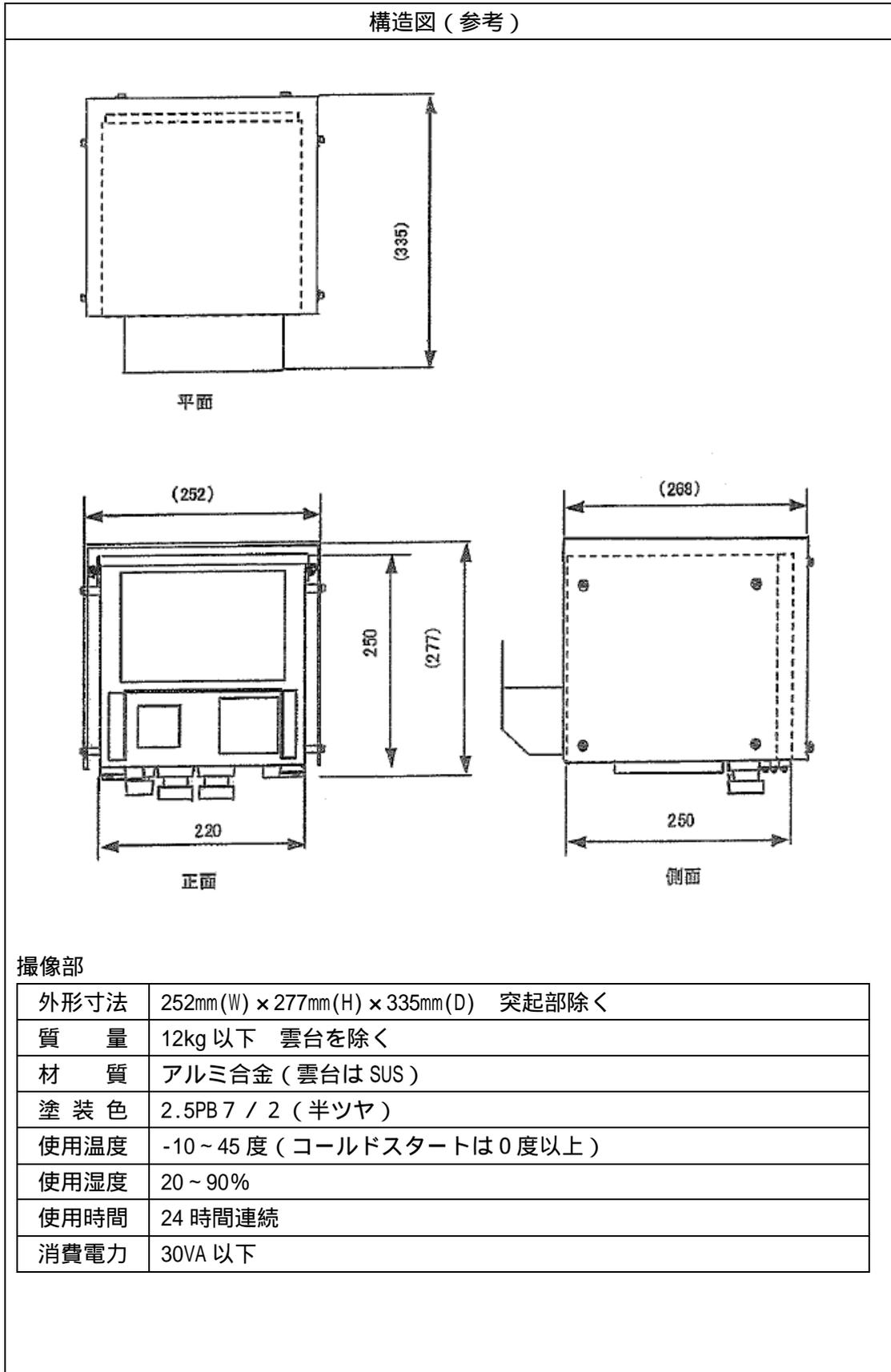
（留意事項）

- 1 道路法第 35 条に基づく協議回答として扱う。

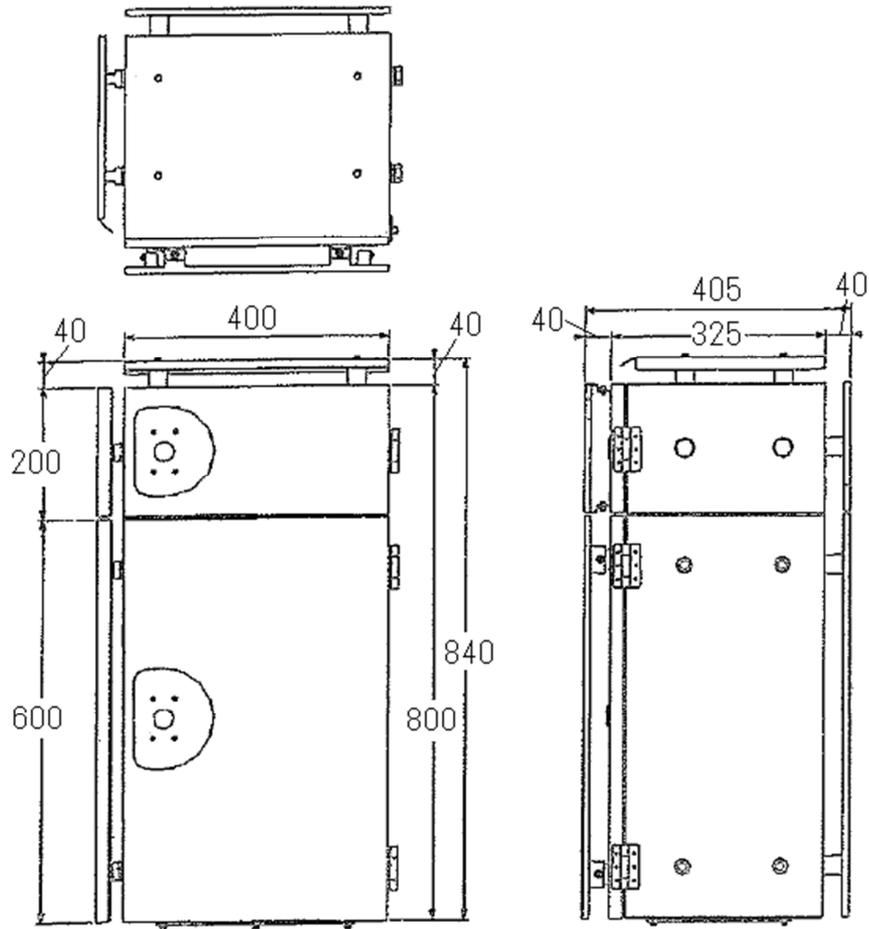
（参考通達）

- 1 平成 15 年 3 月 10 日道維第 139 号「道路法第 35 条に基づく県警本部長からの協議の取扱いについて」
- 2 平成 20 年 12 月 25 日道維第 525 号「捜査支援機器の設置について」

(図)



構造図（参考）



制御部

外形寸法	440mm(W) × 840mm(H) × 405mm(D) 突起部除く
質量	70kg 以下 取付金具を除く
材質	SUS
塗装色	2.5PB7 / 2 (半ツヤ)
使用温度	0 ~ 45 度
使用湿度	20 ~ 90%
使用時間	24 時間連続
消費電力	制御部 (1 台) + 撮像部 (2 台) 260VA 以下

法第 1 号物件
よう撃捜査支援装置

(方針)

茨城県警察本部からの協議に限り認めることができる。

(位置)

- 1 道路法施行令第 10 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定に適合すること。
- 2 建柱位置は、歩行者等の通行の支障にならない位置とする。

(構造)

- 1 構造物の最下端は路面から 5.0 メートル以上とする。ただし、歩道等においては 2.5 メートル以上とすることができる。
- 2 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさない構造とする。

(留意事項)

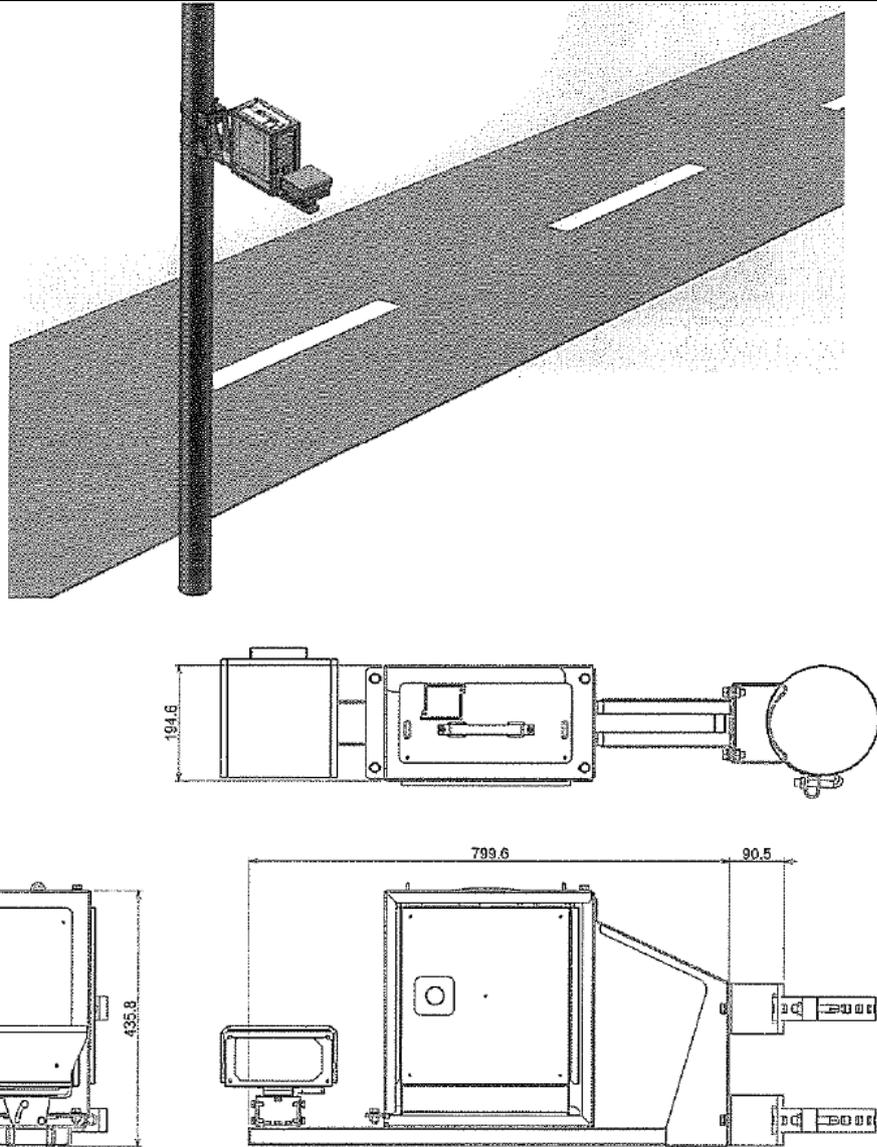
- 1 道路法第 35 条に基づく協議回答として扱う。
- 2 装置は、犯罪の多発地域に流動的に設置されることから、協議時には設置場所や 1 箇所当たりの設置台数、設置期間は未定である。したがって、県内設置の全数を事前に協議回答するものとし、装置設置（撤去）時に工事着工届及び工事完了届を提出させることとする。

(参考通達)

- 1 平成 15 年 3 月 10 日道維第 139 号「道路法第 35 条に基づく県警本部長からの協議の取扱いについて」
- 2 平成 20 年 12 月 25 日道維第 525 号「捜査支援機器の設置について」
- 3 平成 30 年 3 月 22 日道維第 805 号「よう撃捜査支援装置の設置について」

(図)

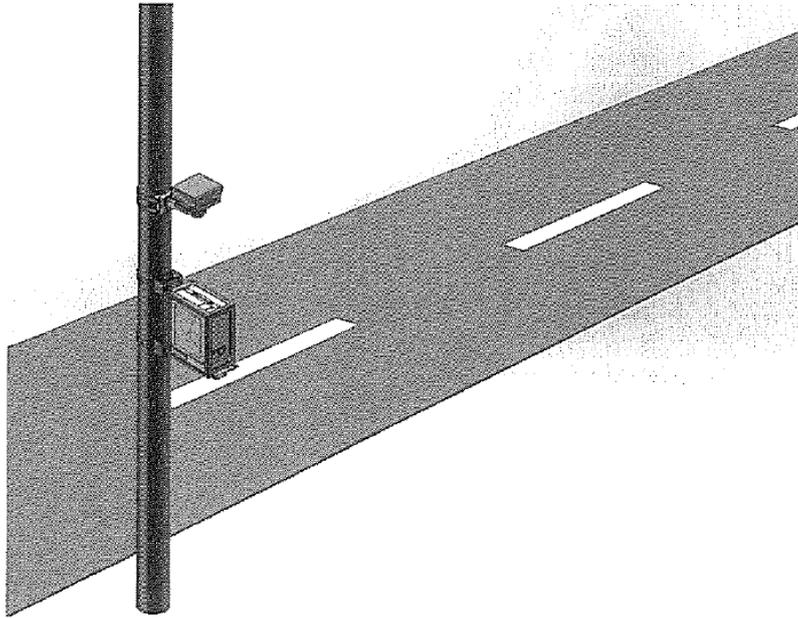
電柱設置構造図(参考)



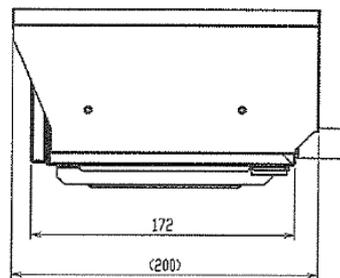
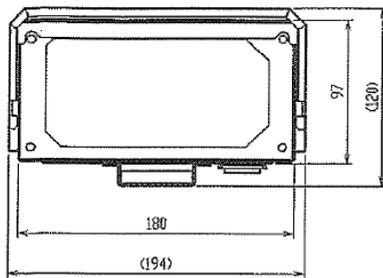
撮像部と記録部一体型

外形寸法	799.6mm(W) × 435.8mm(H) × 194.6mm(D) 突起部除く
質量	30kg 以下
材質	SUS
塗装色	撮像部および記録制御部は 5 Y 7 / 1
使用温度	-10 ~ 40 度 (± 0 度以下は通電状態)
使用湿度	20 ~ 90% (結露無きこと)
使用時間	24 時間連続
消費電力	110VA 以下

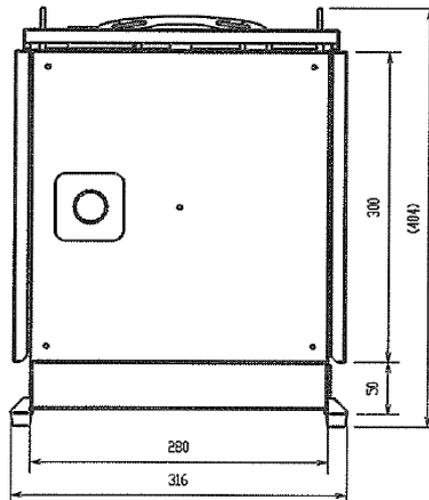
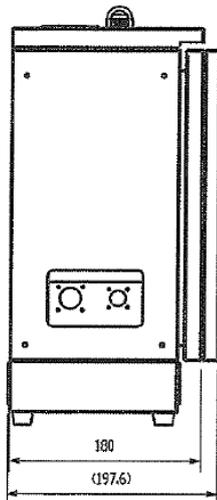
信号柱設置構造図（参考）



1. 撮像部



2. 記録制御部



撮像部	
外形寸法	180mm(W) × 97mm(H) × 172mm(D) 日除け・取付部除く
質 量	3kg 以下
材 質	SUS
塗 装 色	5 Y 7 / 1
使用温度	-10 ~ 45 度 (± 0 度以下は通電状態)
使用湿度	20 ~ 90% (結露無きこと)
使用時間	24 時間連続
記録制御部	
外形寸法	280mm(W) × 350mm(H) × 180mm(D) 日除け・突起部除く
質 量	11kg 以下
材 質	SUS
塗 装 色	5 Y 7 / 1
使用温度	-10 ~ 40 度 (± 0 度以下は通電状態)
使用湿度	20 ~ 90% (結露無きこと)
使用時間	24 時間連続
消費電力	撮像部 (1 台) + 記録制御部 (1 台) 110VA 以下

法第 1 号物件
水位観測施設等

(方針)

次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 2 条第 3 項に定める水防管理者又は同法第 10 条第 3 項に定める量水標管理者が、公共下水道の暗渠又は流域下水道の施設(以下「下水道暗渠等」という。)に設置する場合であること。
- 2 各下水道管理者の許可基準等に適合していること。

(位置)

- 1 水位観測施設等を構成する機器のうち、検出器(センサー)及びこれを支持又は保護するための工作物以外のもの(データ記録装置、データ通信装置、電源等)については、真にやむを得ない事情がない限り、道路区域外に設置すること。

(占有許可の範囲)

水位観測施設等には、水位観測施設を支持し、又は保護するための工作物を含むものとする。

(その他)

- 1 下水道管理者が既に道路の占有許可を受けて敷設した下水道施設の暗渠等に水位観測施設等を新たに設置させようとする場合には、下水道管理者は、当該下水道施設に係る道路の占有目的を変更することについて許可を受けなければならない。
- 2 水位観測施設の占有料の額については、茨城県道路占有料徴収条例別表の「法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物」の項中「その他のもの」の項を適用すること。

(参考通達)

- 1 平成 27 年 11 月 26 日事務連絡「下水道法の一部改正に伴う道路占有許可関係事務の取扱いについて」

(図)

